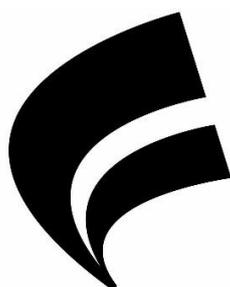


第2期笛吹市
子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月



笛吹市

はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とした「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民、地域、行政が協働し子育て支援の充実を図ってきました。

この間、働き方改革や幼児教育・保育の無償化なども始まり、子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

令和 2 年度を初年とする「第 2 期笛吹市子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援行動計画を継承した第 1 期計画を見直すとともに、法改正、新制度を反映させ、安心して子育てができる環境づくりを盛り込んだ計画となっています。

また、本計画の最上位計画にあたる「第 2 次笛吹市総合計画」では、基本目標の一つに「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」を掲げ、安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実と、地域での支え合いを大切に誰もが住みなれた場所でいきいきと暮らせるまちを目指し各種施策に取り組んでいます。第 2 期計画では、第 1 期計画の基本理念でもあった「育つよろこび 育てるしあわせ みんなで子育てのまち 笛吹」を継承し、更なる子育て支援の充実を目指した内容となっています。

本計画の実現には、行政、家庭、そして子どもが暮らす地域がそれぞれに協働することが重要となります。是非とも皆様のご理解とお力添えをお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり活発なご意見をいただきました「笛吹市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、笛吹市子ども・子育て支援に関するアンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

笛吹市長 山下 政樹

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の法的根拠	1
3 計画の期間	2
4 計画の位置づけ	2
第2章 笛吹市の子育ての現状	3
1 人口	3
2 世帯	5
3 出生・婚姻等	6
4 労働力率	7
5 未就学児	8
6 小学生	13
7 ファミリー・サポート・センターの利用	15
8 児童虐待	15
9 第1期計画での量の見込みと確保の実績の比較	16
第3章 アンケート調査結果からみる子育ての状況	20
第4章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本方針	32
3 施策の柱	33
4 計画の体系	34
第5章 子育てに資する支援事業の推進	35
1 教育・保育の提供区域の設定	35
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	36
3 幼児期の教育・保育の提供体制と確保方策	40
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制と確保方策	41
5 「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項	51
第6章 子育て支援の主な取り組み	53
施策の方向性1 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	53
施策の方向性2 幼児期の教育・保育体制の充実	56
施策の方向性3 豊かな心を育む教育環境の整備	58
施策の方向性4 すべての子どもの立場に立った支援の充実	62

施策の方向性 5 子育てしやすい生活環境の整備	66
第7章 その他の方策	68
1 学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	68
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項	69
第8章 計画の推進	70
1 計画の推進体制	70
2 進捗状況の管理	70
3 情報提供・周知	70
4 関係機関・県等との連携	70
資料編	71
1 笛吹市子ども・子育て会議設置条例	71
2 笛吹市子ども・子育て会議委員名簿（令和2年3月1日現在）	73
3 策定経過	74

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

我が国では、少子化問題が社会的な課題となっており、女性の社会進出を支援する保育や子育て施策に対する期待が高まっています。一方、核家族化の進行に伴い家庭の養育力の低下が懸念され、経済的に困窮する世帯の子どもたちの貧困の連鎖、児童虐待の顕在化など、子どもの育ちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の中、笛吹市では、平成 27 年度に「育つよろこび 育てるしあわせ みんなで子育てのまち 笛吹」を基本理念とした「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て支援の充実を目指し、魅力あるまちづくりに取り組んできました。

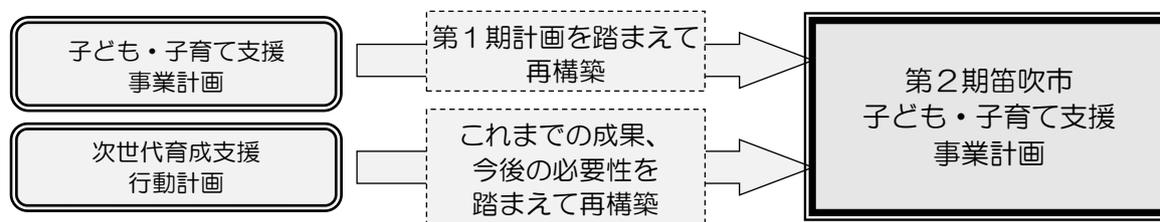
しかしながら、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てのあり方が多様化する中、安心して子どもを産み育てられるとともに、子ども自身が安心して健やかに育っていく力を身につけられるよう、子育て家庭に寄り添った支援の実行が強く求められています。

令和元年度に「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」の第 1 期事業計画期間が終了することに伴い、現行計画を見直し法改正や新制度を反映させた第 2 期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、より一層、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、改正次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含しており、本市が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に子育て支援を推進していきます。



○子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

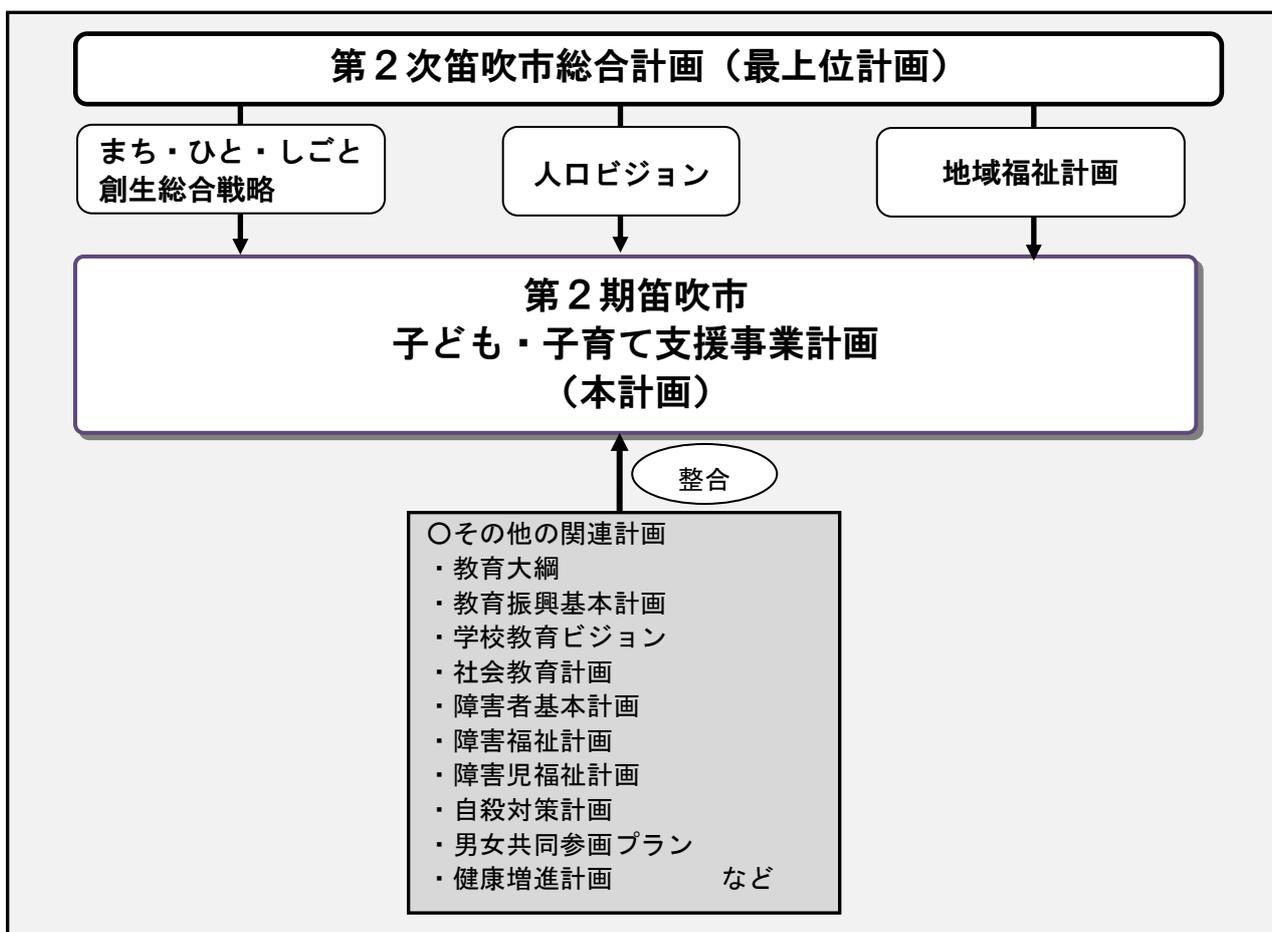
3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年を計画期間として策定します。ただし、計画を推進していくに当たり、社会・経済の変化や子育て支援施策のニーズの変化等により、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
計画期間	笛吹市 次世代育成支援行動計画					(第1期) 笛吹市 子ども・子育て支援事業計画					第2期笛吹市 子ども・子育て支援事業計画				
						継承									

4 計画の位置づけ

本計画は、第2次笛吹市総合計画を基軸として、市の関連個別計画との整合を図りながら策定しています。



第2章 笛吹市の子育ての現状

1 人口

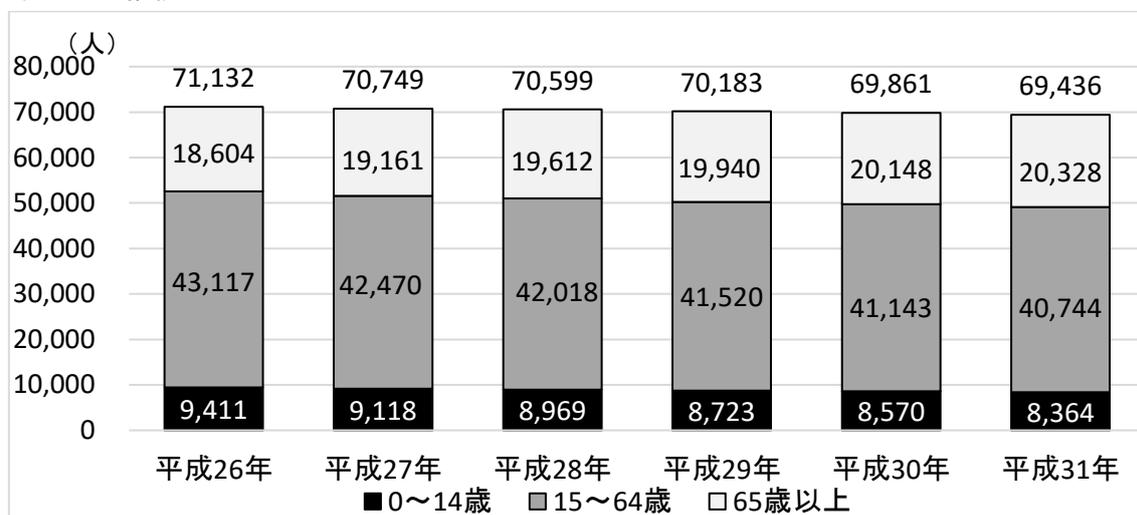
(1) 総人口の推移・推計

平成26年から平成31年にかけて、総人口は減少しています。年齢層別にみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向となっている一方で、65歳以上では増加傾向にあります。

令和2年から令和7年にかけては、総人口は継続して減少傾向となることが見込まれます。

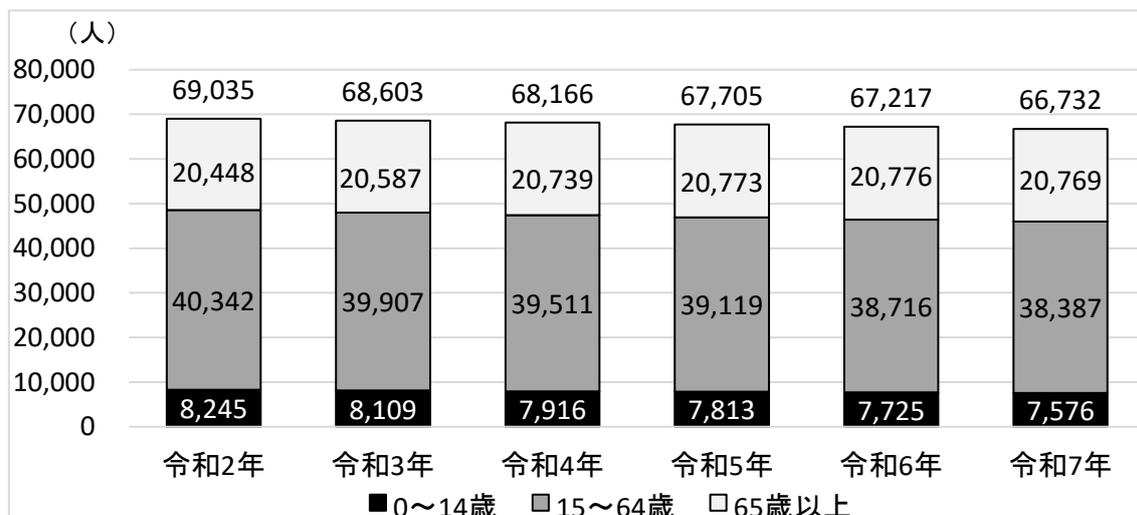
年齢層別にみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向が続く一方で、65歳以上でも増加傾向から横ばいに移行する見込みとなっています。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■総人口の推計



※コーホート変化率法*により推計

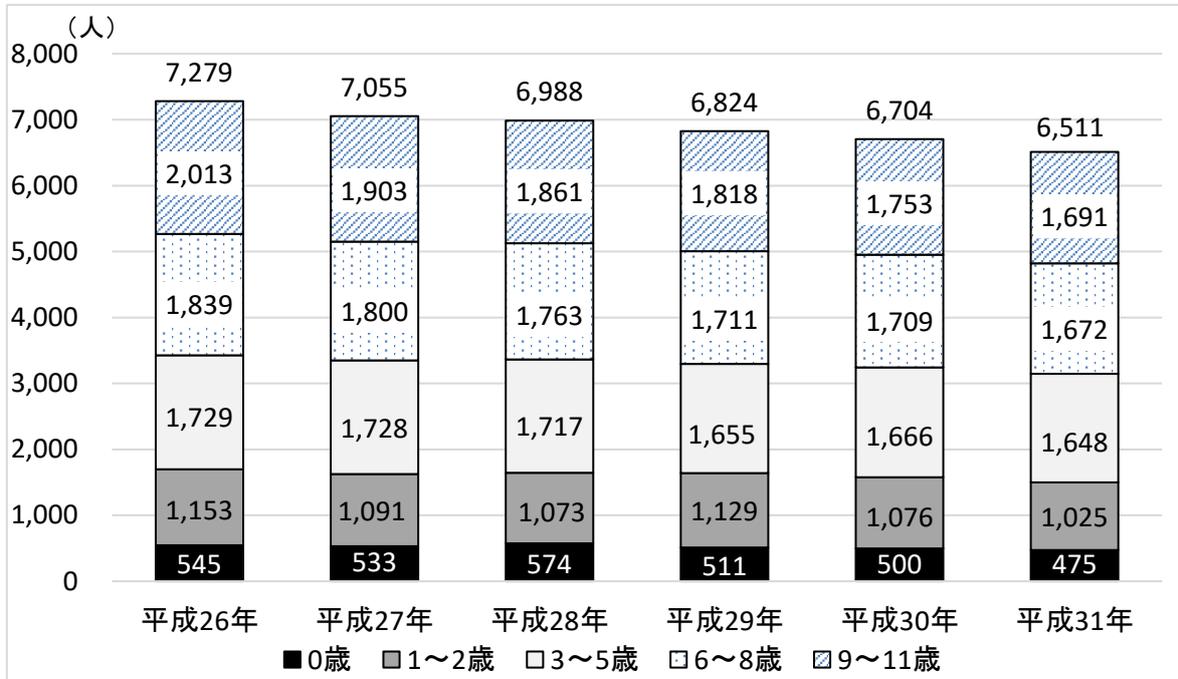
*コーホート変化率法…あるコーホート(同時期に出生した集団)の人口が一定期間に変化する割合(変化率)に着目し、その変化率が将来的にも維持されることを前提に将来人口を算出する手法。

(2) 子どもの人口推移・推計

平成26年から平成31年にかけて、子どもの人口は7,279人から6,511人へと、768人の減少となっています。

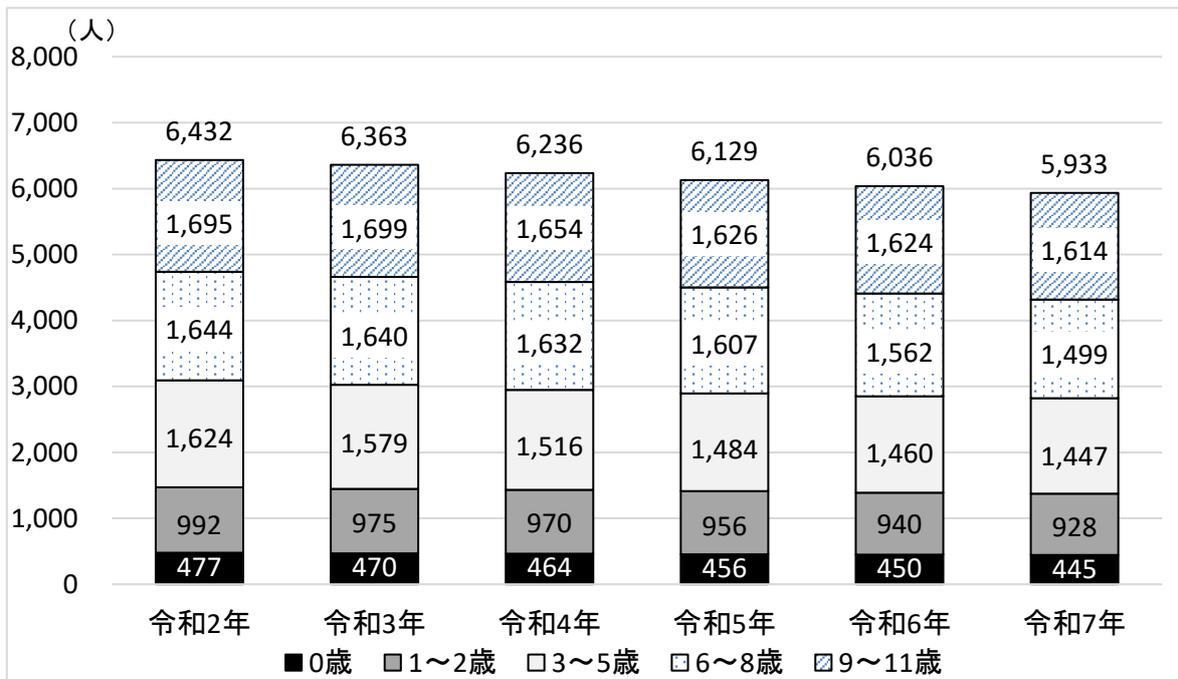
令和2年から令和7年にかけても、減少傾向が続くと見込まれます。

■0～11歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■0～11歳人口の推計



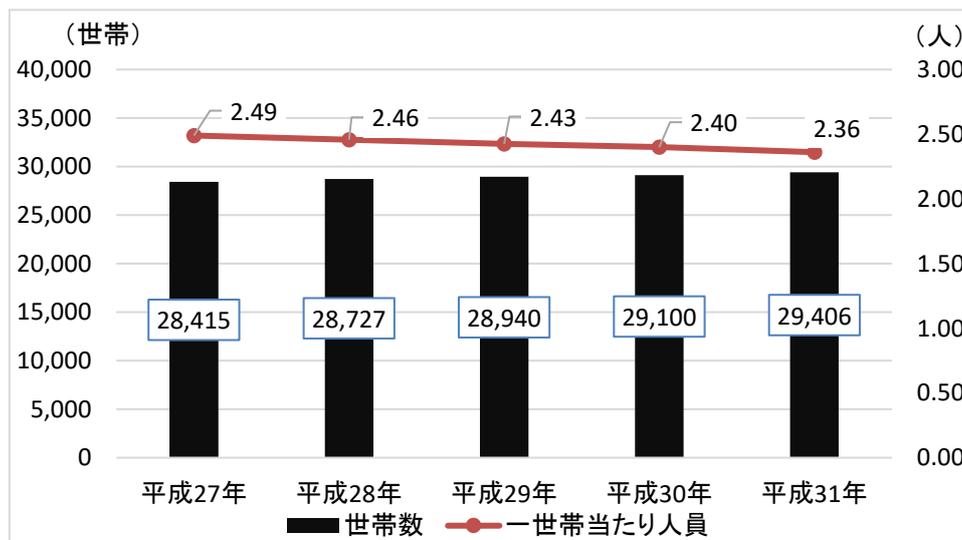
※コーホート変化率法により推計

2 世帯

世帯数は、平成27年から平成31年にかけて、28,415世帯から29,406世帯へと約1,000世帯増加しています。一方で、一世帯あたりの人員については、同期間で2.49人から2.36人へと減少しています。

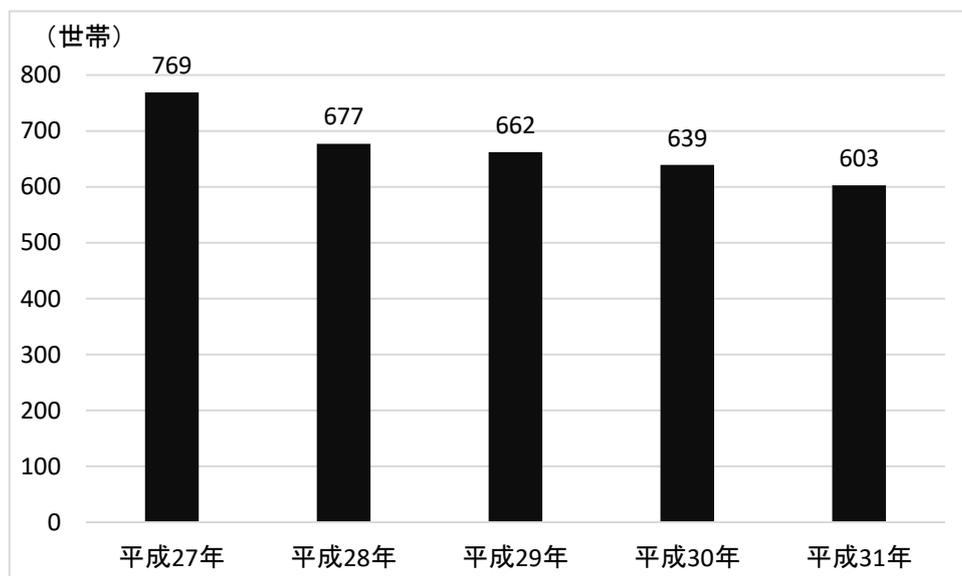
なお、ひとり親世帯数は、平成27年から平成31年にかけて、769世帯から603世帯へと166世帯減少しています。

■世帯数・一世帯あたり人員の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ひとり親世帯数の推移



資料: 子育て支援課(各年3月31日現在)

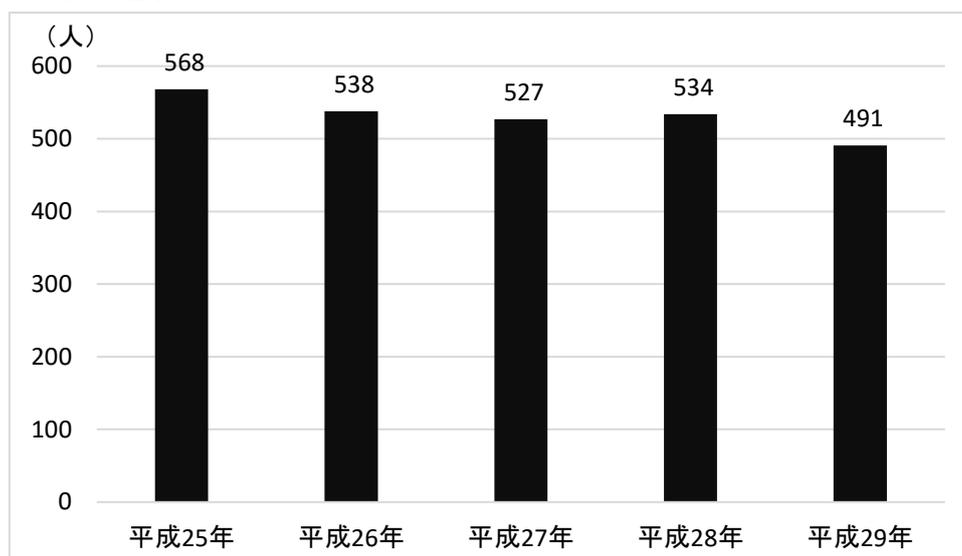
※児童扶養手当に係る認定者数

3 出生・婚姻等

(1) 出生の状況

平成 25 年から平成 28 年にかけて、出生数は 500 人台で推移していましたが、平成 29 年には 500 人を割り込んでいます。

■出生数の推移

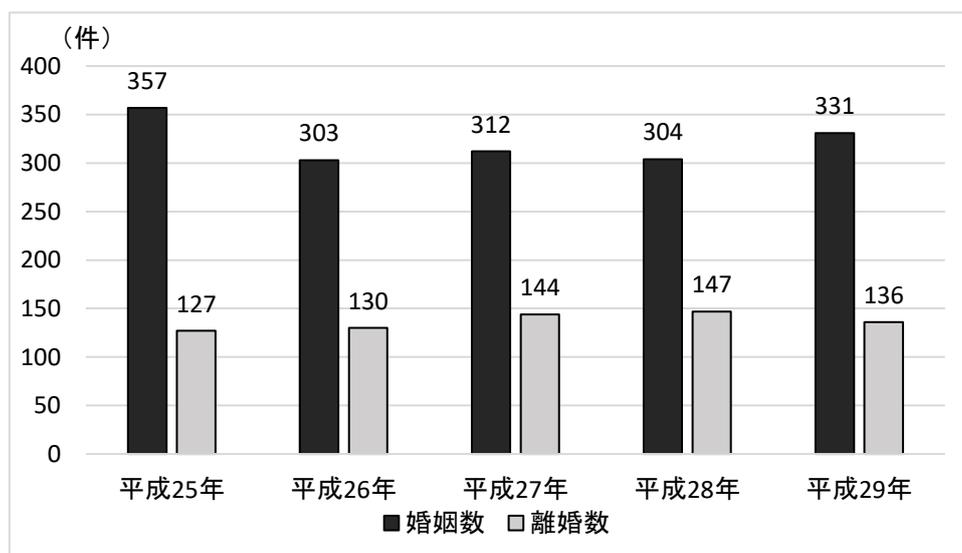


資料:人口動態統計(各年 10 月 1 日現在)

(2) 婚姻・離婚件数の推移

平成 25 年から平成 29 年にかけて、婚姻件数は 300 件台、離婚件数は 140 件前後で推移しています。

■婚姻・離婚件数の推移



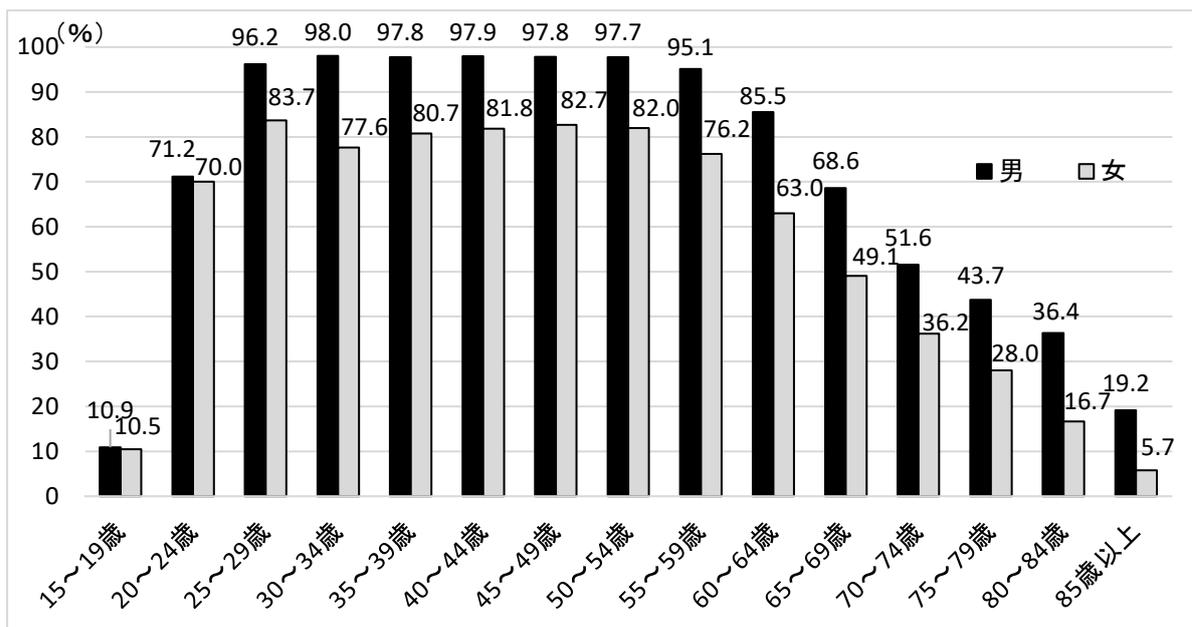
資料:人口動態統計(各年 10 月 1 日現在)

4 労働力率

平成27年の本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）についてみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

女性の労働力について、平成22年と比較すると、25歳以上45歳未満において全体的に労働力率の底上げがされていますが、依然として30～34歳において低下する状況にあります。

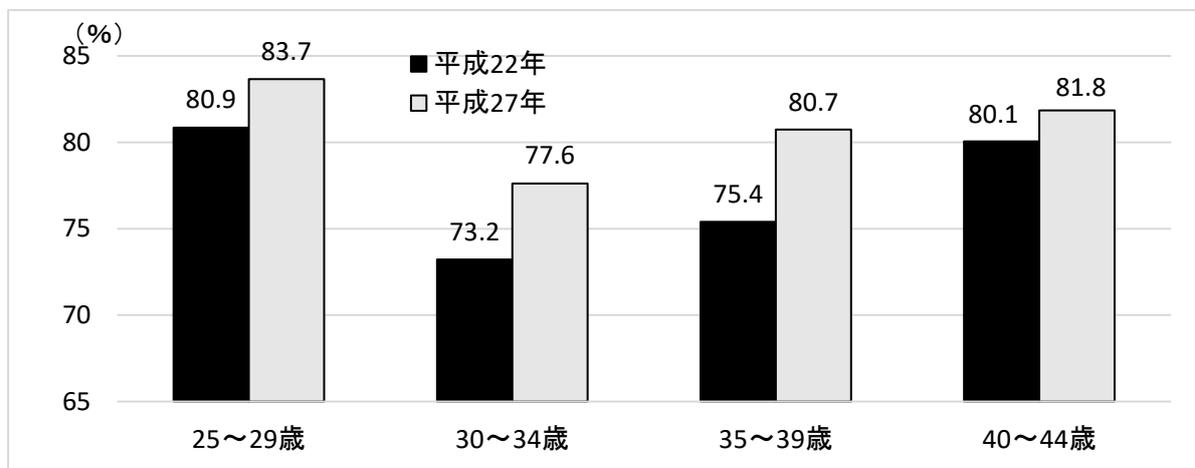
■労働力率の比較(平成27年)



※労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口(労働力状態不詳を除く)」×100

資料: 国勢調査

■女性(25～44歳)の労働力率の推移



資料: 国勢調査

5 未就学児

(1) 認定者数の推移

平成27年度から令和元年度にかけて、1号認定（幼稚園、認定こども園）の児童数（各年度4月1日現在）は95人から190人に増加しています。

2・3号認定（保育所（園）＋認定こども園）の児童数（各年度4月1日現在）は2,000人台から2,100人台の間で推移しています。

1号認定（幼稚園＋認定こども園）の児童数、2・3号認定（保育所（園）＋認定こども園）の児童数とも、年度当初と年度末を比較すると1割程度増加する傾向にあります。

■1号認定（幼稚園＋認定こども園）児童数の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
幼稚園、認定 こども園 児童数(人)	各年度 4月1日現在	95	98	123	128	190
	各年度 3月1日現在	93	109	132	140	—

資料：子育て支援課

■2・3号認定（保育所（園）＋認定こども園）児童数の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
保育所（園）、 認定こども園 児童数(人)	各年度 4月1日現在	2,109	2,136	2,130	2,117	2,083
	各年度 3月1日現在	2,337	2,213	2,305	2,281	—

資料：子育て支援課

※小規模保育事業所を除く

※1号、2号、3号認定とは

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度により、保育所（園）や幼稚園などに入園するには、保育の必要性の有無や年齢等に応じた区分ごとに「支給認定」を受けることが必要となりました。（認定が不要な幼稚園もあります。）

■認定区分と提供施設

認定 区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり (共働きなど)	3～5歳	保育所(園)、認定こども園
3号	保育の必要性あり (共働きなど)	0～2歳	保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

(2) 保育所(園)

市内には、公立の保育所が12施設、私立の保育園が9施設、小規模保育事業所が1施設あり、合計で1,940人の定員となっています。

■保育所(園)

施設名	公私	定員(人)	児童数(人) 平成 31.3.1	児童数(人) 平成 31.4.1	入所可能 年齢	保育時間 (平日) 延長保育時 間含む	保育時間 (土曜日) 延長保育時 間含む
石和第一保育所	公	90	73	73	満2ヶ月～	7:00-19:00	7:00-18:00
石和第二保育所	公	120	109	104		7:00-19:00	7:00-18:00
石和第四保育所	公	200	188	172		7:00-19:00	7:00-18:00
石和第五保育所	公	80	80	76		7:00-19:00	7:30-18:30
御坂東保育所	公	40	27	28		7:30-18:30	7:00-18:00
御坂西保育所	公	100	94	92		7:00-19:00	7:00-18:00
御坂北保育所	公	70	69	56		7:15-19:00	7:15-18:15
御坂葵保育所	公	100	96	89		7:00-19:00	7:00-18:00
八代花鳥保育所	公	30	22	21		7:30-18:30	7:00-18:00
かすがい東保育所	公	150	146	128		7:30-19:00	7:30-18:30
かすがい西保育所	公	130	106	97		7:30-19:00	7:30-18:30
芦川へき地保育所	公	30	4	4		満2歳～	8:30-17:15
石和東こども園	私	120	127	118	満2ヶ月～	7:00-19:00	7:00-19:00
英保育園	私	50	53	41	満2ヶ月～	7:30-19:00	7:30-19:00
木の花保育園	私	60	59	52	満3ヶ月～	7:30-19:00	7:30-19:00
相興保育園	私	60	63	65	満3ヶ月～	7:30-19:00	7:30-18:30
あさま保育園	私	60	53	53	満6ヶ月～	8:00-19:00	8:00-19:00
一宮保育園	私	70	73	67	満2ヶ月～	7:30-19:00	7:30-18:30
博愛保育園	私	130	138	118	満2ヶ月～	7:30-19:00	7:30-18:30
御所保育園	私	80	80	73	満2ヶ月～	7:30-18:30	7:30-18:30
境川保育園	私	160	158	139	満2ヶ月～	7:15-19:15	7:15-19:15
合計		1,930	1,818	1,666			

資料:子育て支援課(児童数以外 平成31年4月1日現在)
※児童数には市外からの受託児を含む

■市内の小規模保育事業所

施設名	公私	定員(人)	児童数(人) 平成 31.3.1	児童数(人) 平成 31.4.1	入所可能 年齢
OLive 保育園	私	10	10	10	満2ヶ月～2歳児まで

資料:子育て支援課(児童数以外 平成31年4月1日現在)
※児童数には市外からの受託児を含む

(3) 幼稚園

認定が必要な幼稚園を利用している児童数は、平成27年度の179人から令和元年度の143人に減少しています。一方、認定不要の幼稚園に通う児童数は、平成31年4月1日現在で143人となっています。

■幼稚園児童数(1号認定)の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園児童数(人)	179	166	156	157	143

資料:子育て支援課(各年度4月1日現在)

■幼稚園別の市内在住児童数(支給認定不要)

施設名	公私	定員(人)	児童数(人)
石和誠心幼稚園	私	200	71
他市町村の幼稚園	—	—	72
合計		200	143

資料:教育総務課(平成31年4月1日現在)

(4) 認定こども園

市内には、認定こども園が5施設あり、合計で565人の定員となっています。

■市内の認定こども園

施設名	公私	定員(人)	児童数(人) 平成31.3.1		児童数(人) 平成31.4.1		入所可能 年齢
			1号 認定	2・3号 認定	1号 認定	2・3号 認定	
山梨英和プレストンこども園	私	140	48	90	51	74	満6ヶ月～
石和あら川保育園	私	135	15	125	15	112	満6ヶ月～
わかば保育園	私	95	18	78	18	73	満2ヶ月～
都保育園	私	95	18	78	14	66	満2ヶ月～
八代保育園	私	100	9	86	10	76	満2ヶ月～
合計		565	108	457	108	401	

資料:子育て支援課(児童数以外 平成31年4月1日現在)

※児童数には市外からの受託児を含む

(5) 2・3号認定者における施設類型別・年齢別入所児童数の推移

各年齢とも保育所（園）の入所児童数が多いものの年々減少傾向にあり、全体では、平成28年度以降、3～5歳児の減少が大きくなっています。一方、認定こども園の入所児童数は増加傾向にあります。

■保育所（園）等児童数（2・3号認定）の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳児	保育所（園）	65人	75人	60人	62人	50人
	認定こども園	0人	12人	9人	15人	20人
	小規模保育事業所	0人	2人	0人	1人	2人
1歳児	保育所（園）	251人	242人	238人	240人	236人
	認定こども園	12人	52人	65人	60人	66人
	小規模保育事業所	0人	2人	5人	2人	7人
2歳児	保育所（園）	339人	286人	302人	306人	296人
	認定こども園	15人	63人	83人	87人	82人
	小規模保育事業所	0人	1人	2人	6人	3人
3歳児	保育所（園）	455人	396人	358人	360人	351人
	認定こども園	12人	75人	81人	80人	89人
	小規模保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
4歳児	保育所（園）	439人	391人	382人	364人	359人
	認定こども園	16人	81人	86人	81人	91人
	小規模保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
5歳児	保育所（園）	489人	393人	376人	364人	362人
	認定こども園	16人	70人	90人	98人	81人
	小規模保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
合計		2,109人	2,141人	2,137人	2,126人	2,095人

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

(6) 1号認定者における施設類型別・年齢別入所児童数の推移

幼稚園の入所児童数については、令和元年度に大きく増加しています。これは、認定不要の旧制度の幼稚園において、認定が必要となる新制度の幼稚園への移行が進んでいることによるものです。

認定こども園の入所児童数についても、増加傾向にあります。

■幼稚園等児童数(1号認定)の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0歳児	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
1歳児	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
2歳児	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	0人	0人	1人	0人
3歳児	幼稚園	5人	3人	6人	5人	20人
	認定こども園	28人	25人	45人	38人	46人
4歳児	幼稚園	11人	4人	4人	7人	20人
	認定こども園	22人	29人	30人	45人	36人
5歳児	幼稚園	4人	7人	4人	3人	25人
	認定こども園	25人	30人	34人	29人	43人
合計		95人	98人	123人	128人	190人

資料:子育て支援課(各年度4月1日現在)

6 小学生

(1) 小学校児童数の推移

市内の公立小学校の児童数は全体的には減少傾向にありますが、春日居小学校では、令和元年度は平成 27 年度と比べて 1 割近く増加しています。

■小学校児童数の推移

(単位:学級)

小学校名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
石和南	12	260 人	11	238 人	11	243 人	10	220 人	9	214 人
石和東	10	196 人	11	203 人	11	198 人	10	191 人	8	159 人
石和北	8	167 人	8	167 人	8	164 人	8	150 人	8	154 人
富士見	15	324 人	15	331 人	15	327 人	14	325 人	14	328 人
石和西	15	351 人	15	325 人	14	292 人	13	285 人	12	294 人
御坂西	22	553 人	21	531 人	22	538 人	22	519 人	21	492 人
御坂東	7	76 人	7	74 人	7	67 人	7	66 人	8	60 人
一宮西	15	299 人	17	306 人	16	318 人	16	308 人	16	311 人
一宮南	7	135 人	7	133 人	7	113 人	9	100 人	7	88 人
一宮北	8	102 人	8	104 人	8	103 人	7	114 人	8	103 人
八代	19	453 人	19	436 人	20	435 人	21	447 人	20	447 人
境川	9	218 人	11	211 人	9	201 人	11	191 人	9	184 人
春日居	15	358 人	17	374 人	18	386 人	18	386 人	18	388 人
芦川	2	4 人	2	4 人	2	4 人	3	6 人	2	5 人
合計	164	3,496 人	169	3,437 人	168	3,389 人	169	3,308 人	160	3,227 人

資料:子育て支援課(各年度 5 月 1 日現在)

(2) 学童保育

学童保育施設は、市内に 10 施設 27 教室あり、全体の定員 1,169 人に対して登録児童数は 1,172 人となっています。

学年別にみると、令和元年度では 1 年生が 350 人で最も多く、学年が上がるに従って減少し、6 年生では 17 人となっています。

■学童保育施設

施設名	実施場所	定員	登録児童数
石和南小第 1・第 2 学童保育クラブ	笛吹市立石和南小学校	90 人	86 人
石和東小第 1・第 2 学童保育クラブ	笛吹市はなぶさふれあい児童館 笛吹市立石和東小学校	90 人	56 人
石和北小第 1・第 2 学童保育クラブ	笛吹市立石和北小学校	60 人	57 人
富士見小第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	笛吹市立富士見小学校	120 人	138 人
石和西小第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	笛吹市立石和西小学校	120 人	111 人
御坂第 1・第 2・第 3・第 4・第 5 学童保育クラブ	笛吹市御坂児童センター 笛吹市御坂保健センター 笛吹市立御坂西小学校	194 人	201 人
一宮第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	一宮児童館	165 人	153 人
八代第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	笛吹市八代児童センター 笛吹市若彦路ふれあいセンター別館 笛吹市立八代小学校	165 人	191 人
境川学童保育クラブ	笛吹市境川児童館	45 人	52 人
かすがい第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	笛吹市春日居児童センター 笛吹市春日居福祉保健センター 春日居コミュニティセンター	120 人	127 人
合計		1,169 人	1,172 人

資料：子育て支援課(令和元年 5 月 1 日現在)

■学童保育登録児童数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 年生	314 人	308 人	328 人	333 人	350 人
2 年生	314 人	296 人	319 人	315 人	313 人
3 年生	275 人	269 人	253 人	274 人	266 人
4 年生	148 人	164 人	151 人	157 人	154 人
5 年生	23 人	63 人	75 人	63 人	72 人
6 年生	13 人	11 人	20 人	30 人	17 人
低学年利用者	903 人	873 人	900 人	922 人	929 人
低学年児童数(※)	1,800 人	1,763 人	1,711 人	1,709 人	1,672 人
利用割合	50.2%	49.5%	52.7%	53.9%	55.6%
高学年利用者	184 人	238 人	246 人	250 人	243 人
高学年児童数(※)	1,903 人	1,861 人	1,818 人	1,753 人	1,691 人
利用割合	9.7%	12.8%	13.5%	14.3%	14.4%
合計	1,087 人	1,111 人	1,146 人	1,172 人	1,172 人

資料：子育て支援課(令和元年 5 月 1 日現在)

※児童数については、私立小学校、特別支援学校等の児童を含む。

7 ファミリー・サポート・センターの利用

協力（まかせて）会員、依頼（おねがい）会員とも年々増加しています。

事業利用実績については、年度によって増減がありますが、未就学児で 987 人から 1,319 人、小学校低学年では 494 人から 682 人、高学年では 141 人から 448 人となっています。特に小学校高学年では、平成 28 年度以降増加傾向にあります。

■会員数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
協力(まかせて)会員	179 人	185 人	190 人	193 人	203 人
依頼(おねがい)会員	449 人	473 人	527 人	592 人	645 人
両方会員	56 人	52 人	55 人	55 人	58 人
合計	684 人	710 人	772 人	840 人	906 人

資料:子育て支援課(各年度 3 月 31 日現在)

■事業利用実績の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
未就学児	1,112 人	1,251 人	1,319 人	1,120 人	987 人
小学校低学年	507 人	682 人	585 人	494 人	639 人
小学校高学年	195 人	141 人	180 人	371 人	448 人

資料:子育て支援課(各年度 3 月 31 日現在)

8 児童虐待

児童虐待の件数は全国的に増加傾向にあり、山梨県、笛吹市においても例外ではありません。虐待の未然防止、早期発見への取り組みは重要となります。

■児童虐待相談件数の推移(全国・山梨県)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全 国		88,931 件	103,286 件	122,575 件	133,778 件	159,850 件
山 梨 県	児童相談所分	567 件	743 件	970 件	757 件	904 件
	市町村分	404 件	484 件	568 件	533 件	588 件
	合 計	971 件	1,227 件	1,538 件	1,290 件	1,492 件

資料:山梨県子育て支援局子ども福祉課(各年度 3 月 31 日現在)

■児童虐待相談件数の推移(笛吹市)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
笛 吹 市	56 件	68 件	152 件	100 件	114 件

資料:子育て支援課(各年度 3 月 31 日現在)

9 第1期計画での量の見込みと確保の実績の比較

(1) 教育・保育の提供体制の確保内容と実績

2・3号認定に係る確保の実績（各施設の定員の合計）は、見込みを超える量を確保することとしましたが、実績としてはほぼ量の見込みと同程度の定員を確保しました。

■教育・保育の需要量の見込みと確保(定員)の実績

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (必要利用定員総数)		181人	1,429人	858人	181人	1,429人	880人	181人	1,429人	902人
確保策	保育園、認定こども園、幼稚園(教育・保育施設)	260人	1,634人	881人	260人	1,634人	881人	186人	1,625人	934人
	地域型保育事業			5人			10人			10人
確保 (定員) の実績	保育園、認定こども園、幼稚園(教育・保育施設)	60人	1,550人	845人	87人	1,529人	859人	110人	1,512人	868人
	幼稚園(認定不要)	200人			200人			200人		
	地域型保育事業			0人			10人			10人

		平成30年度			令和元年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (必要利用定員総数)		115人	1,511人	879人	115人	1,511人	879人
確保策	保育園、認定こども園、幼稚園(教育・保育施設)	186人	1,615人	944人	186人	1,605人	954人
	地域型保育事業			10人			10人
確保 (定員) の実績	保育園、認定こども園、幼稚園(教育・保育施設)	115人	1,511人	869人	115人	1,506人	874人
	幼稚園(認定不要)	200人			200人		
	地域型保育事業			10人			10人

(2) 教育・保育に係る量の見込みと実績

保育園利用者については、量の見込みを超えた実績はありませんでしたが、幼稚園利用者は、実績に認定不要の幼稚園を含んでいるため量の見込みを超過しています。

なお、定員の合計については、実績と確保策は近い人数となっています。

■教育・保育の需要量の見込みと利用児童の実績

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
保育園利用者 (2・3号認定)	量の見込み	2,287人	2,309人	2,331人	2,390人	2,390人
	実績	2,109人	2,141人	2,137人	2,126人	2,095人
幼稚園利用者 (1号認定+認定不要の幼稚園利用者)	量の見込み	181人	181人	181人	115人	115人
	実績	254人	250人	265人	270人	268人
利用者の合計	量の見込み	2,468人	2,490人	2,512人	2,505人	2,505人
	実績	2,363人	2,391人	2,402人	2,396人	2,363人
定員の合計	確保策	2,780人	2,785人	2,755人	2,755人	2,755人
	実績	2,655人	2,685人	2,700人	2,705人	2,705人

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績

放課後児童健全育成事業（学童保育）の高学年、ファミリー・サポート・センター事業の高学年、養育支援訪問事業などで量の見込みよりも実績が大きく上回っています。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績(各年度3月31日現在)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
延長保育事業(人)	量の見込み	794	794	794	794	794	
	実績	524	570	492	517	—	
放課後児童健全育成事業(人)	低学年	量の見込み	935	935	935	935	935
		実績	848	826	840	864	—
	高学年	量の見込み	177	179	170	165	162
		実績	133	180	176	192	—
子育て短期支援事業(人日)	量の見込み	7	7	7	7	7	
	実績	0	1	9	7	—	
地域子育て支援拠点事業(人回/月)	量の見込み	1,800 (7か所)	1,800 (7か所)	1,800 (7か所)	1,800 (7か所)	1,800 (7か所)	
	実績	1,793 (7か所)	1,746 (7か所)	1,841 (7か所)	1,974 (7か所)	—	
一時預かり事業(人日/年) ※実績には認定不要の幼稚園を含まない	量の見込み	9,286	9,565	9,852	10,147	10,452	
	実績	2,543	2,787	8,171	10,185	—	
幼稚園型<1号認定>	量の見込み	54	56	57	59	61	
	実績	368	108	6,063	8,626	—	
幼稚園型<2号認定>	量の見込み	6,085	6,268	6,456	6,649	6,849	
	実績	幼稚園型<1号認定>に含む				—	
幼稚園型を除く	量の見込み	3,147	3,241	3,339	3,439	3,542	
	実績	2,175	2,679	2,108	1,559	—	
病児・病後児保育事業(人日/年)	量の見込み	450	450	450	450	450	
	実績	435	399	452	349	—	
ファミリー・サポート・センター事業(人日/年)	低学年	量の見込み	600	600	600	600	600
		実績	682	585	494	639	—
	高学年	量の見込み	100	100	100	100	100
		実績	141	180	371	448	—
利用者支援事業(か所)	量の見込み	0	1	1	1	1	
	実績	0	1	1	1	—	
妊婦健康診査(人回) ※カッコ内は延べ数	量の見込み	7,910	7,826	7,756	7,700	7,644	
	実績	6,842 (7,897)	6,617 (7,630)	6,333 (7,320)	6,276 (7,209)	—	
乳児家庭全戸訪問事業(人)	量の見込み	565	559	554	550	546	
	実績	524	529	486	485	—	
養育支援訪問事業(人) (実人員) ※カッコ内は延べ数	量の見込み	40	40	40	40	40	
	実績	37 (125)	17 (234)	137 (314)	206 (312)	—	

(4)「放課後子ども総合プラン」に関する事項に係る実績

放課後児童クラブ（学童保育）の教室数は目標を上回りましたが、国が「放課後子ども総合プラン」に示す一体型の放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室については目標に届きませんでした。

■令和元年度に達成されるべき目標事業量

	実績 (平成26年度)	目標 (令和元年度)	実績 (平成31.4.1現在)
放課後児童クラブ（学童保育）の教室数	17教室	26教室	27教室
一体型の放課後児童クラブ 及び放課後子ども教室	2か所	4か所	2か所

第3章 アンケート調査結果からみる子育ての状況

○調査の目的

本計画の策定に向けて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するとともに、子ども・子育てに関する生活実態とご意見ご要望を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

○調査期間

平成31年1月22日から平成31年2月5日まで

○調査対象及び調査方法

調査対象	調査方法	配付数	回収数	回収率
未就学児	郵送	2,000	938	46.9%
小学生	郵送	1,500	743	49.5%

○本報告書中の記号について

(SA)・・・単一回答(Single Answer)の略。選択回答は1項目のみ。

(MA)・・・複数回答(Multi Answer)の略。回答する選択肢の数に制限がある。

(一部回答を限定しているものもある。)

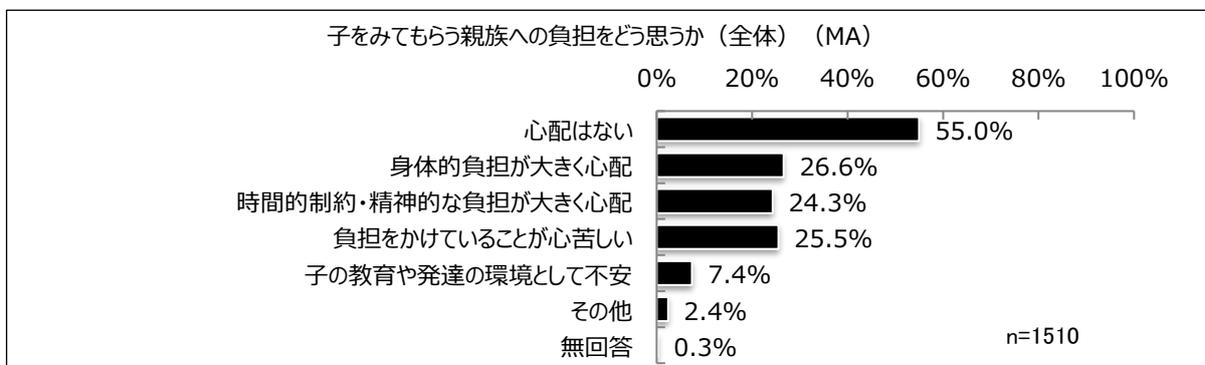
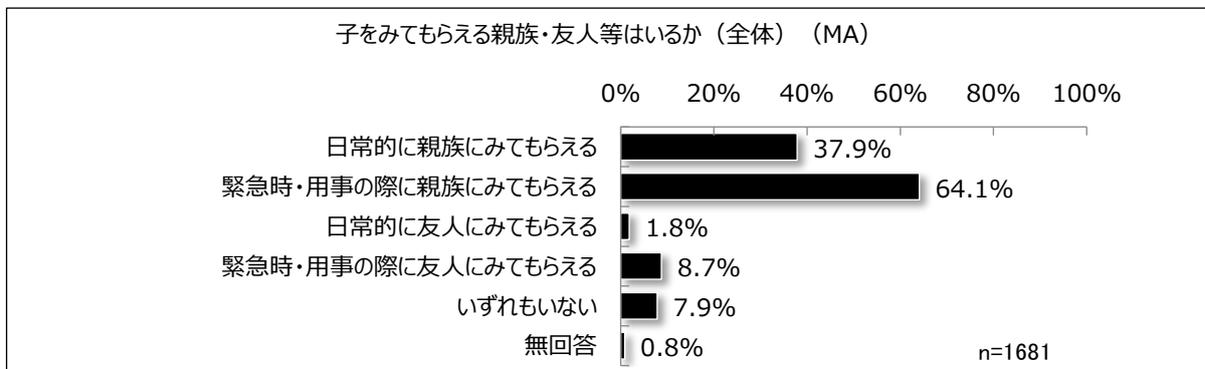
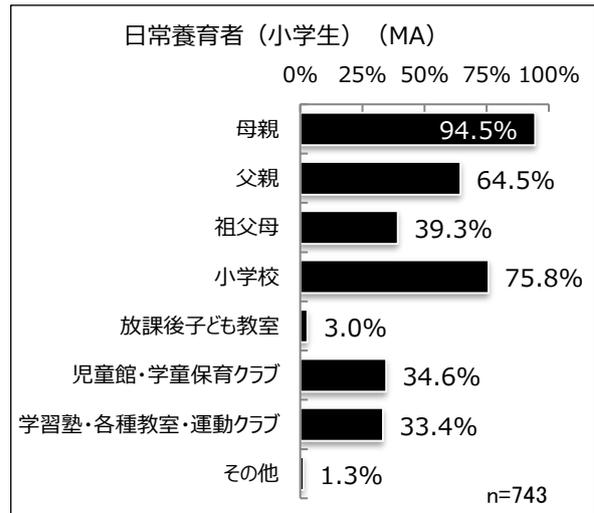
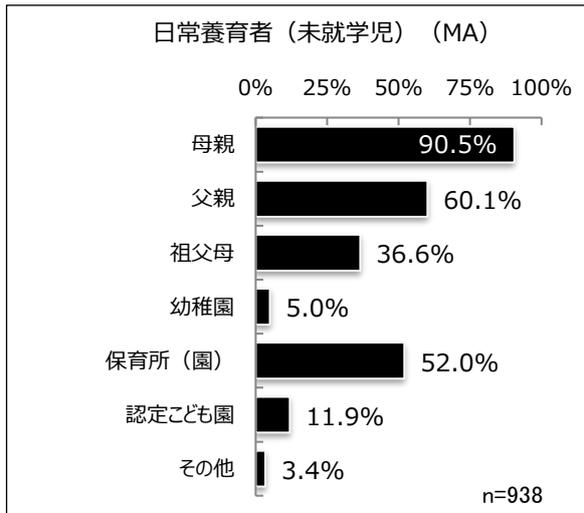
n・・・回答者数(number)を表す。「n=100」は、回答者数が100人ということ。

※複数回答の場合は合計値が100%にならない場合がある。

※アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入しており、単一回答であっても合計が100%にならない場合がある。

(1) 子育て環境

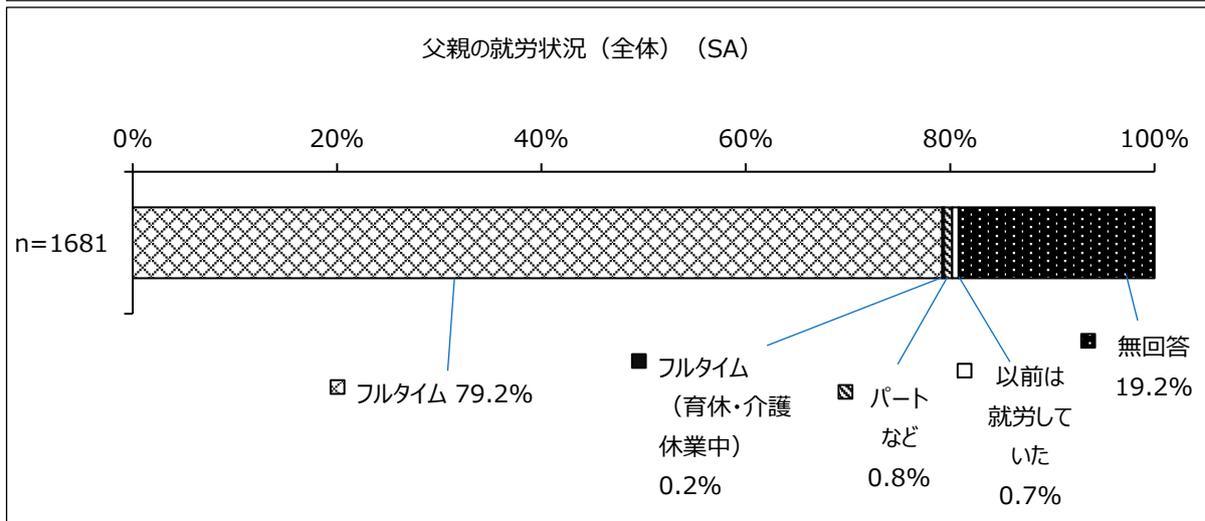
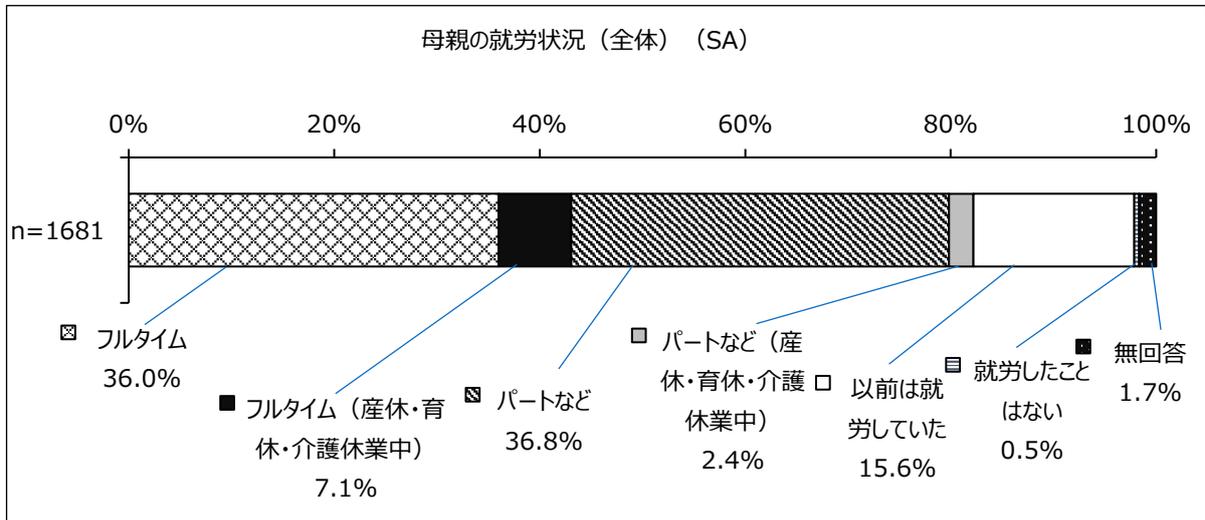
- 子の日常の養育に大きくかかわっているのは、「母親」、「父親」とともに「保育所（園）」、「小学校」となっている。
- 子をみてもらえるかについては、「日常的に親族」にみてもらえる割合は4割弱、「緊急時または用事の際に親族」にみてもらえる割合は6割を超えており、また、子をみてもらう親族の負担については、5割強は「心配はない」としている。



※子をみてもらえる親族がいると回答した方

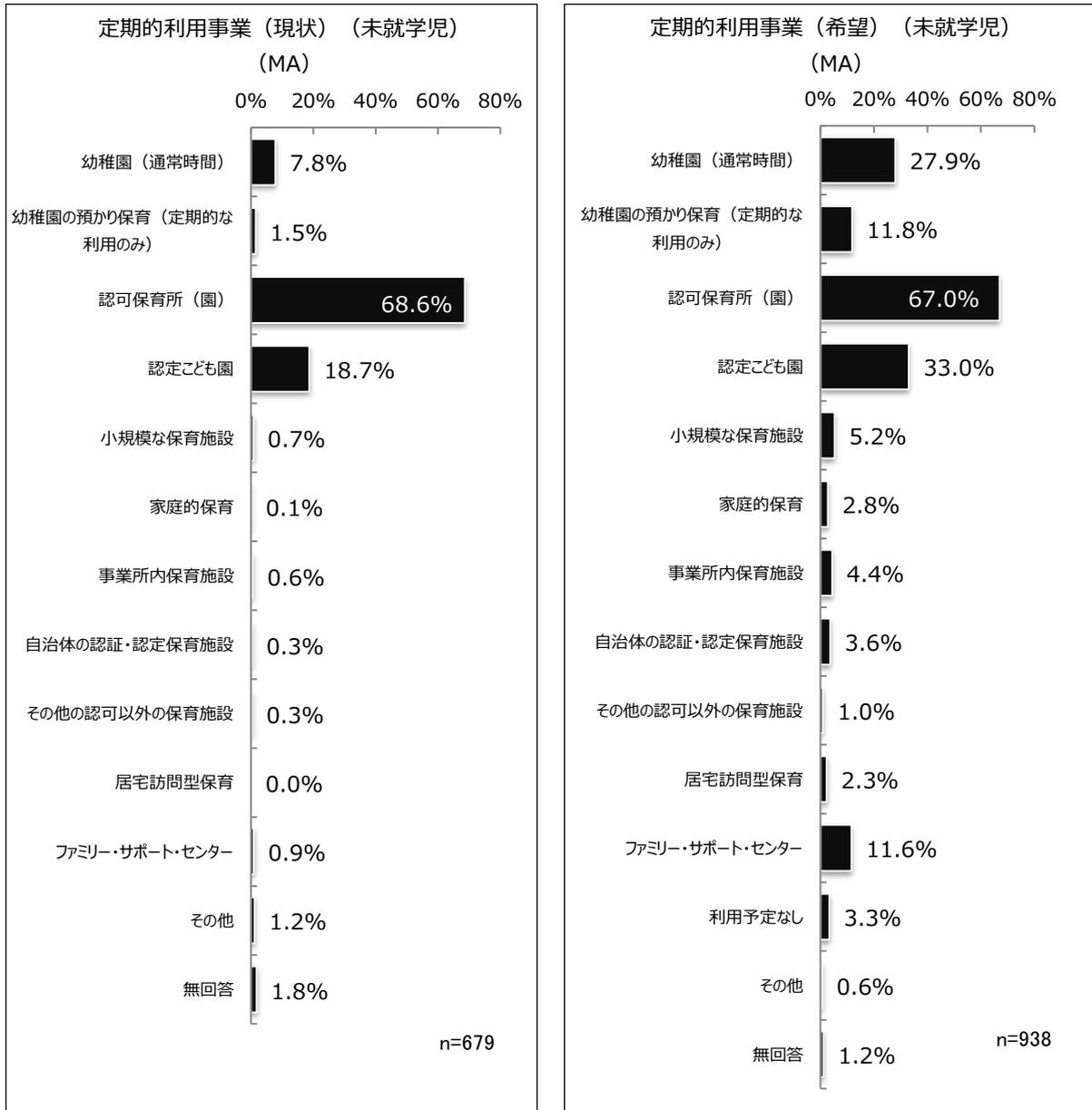
(2) 就労状況

○母親の就労状況は「フルタイム」(育休中等含む)が4割強、「パート」(育休中等含む)が4割弱であった。父親は約8割が「フルタイム」であった。



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

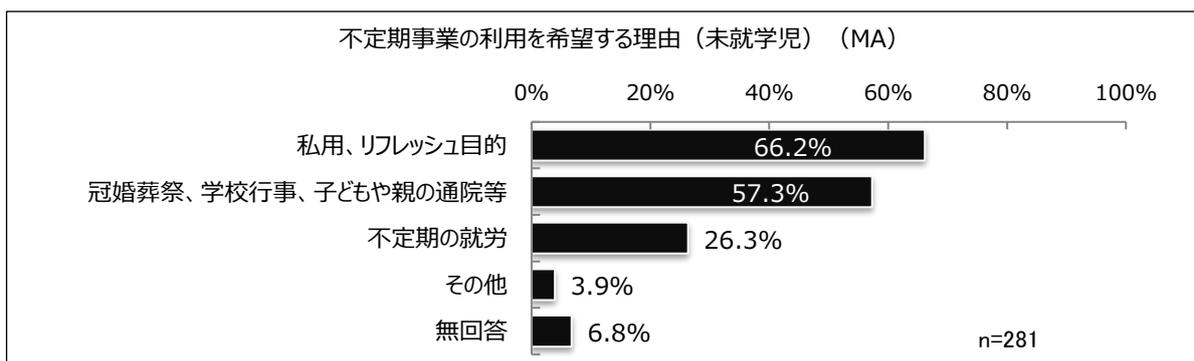
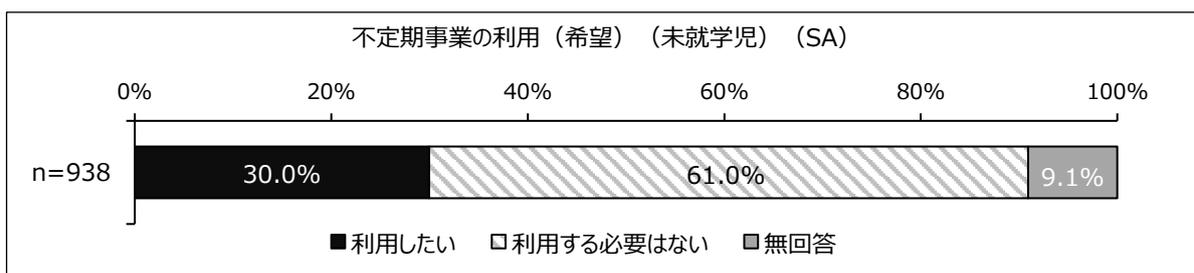
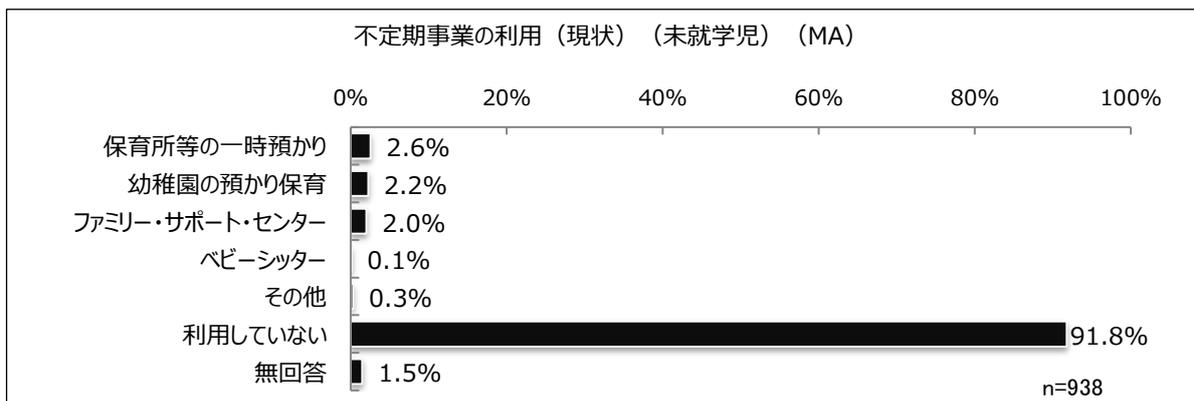
○平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、認可保育所(園)が 68.6%、認定こども園が 18.7%となっている。希望では、認定こども園、幼稚園の割合の伸びが目立っている。



※現在、定期的事業を利用していると回答した方

(4) 不定期の教育・保育事業の利用状況

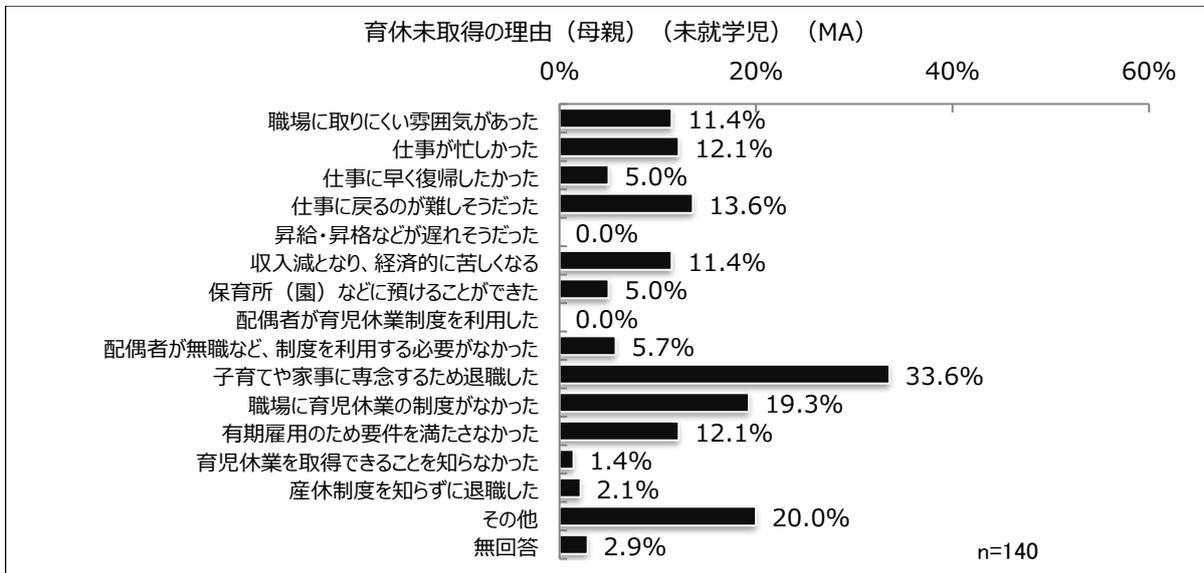
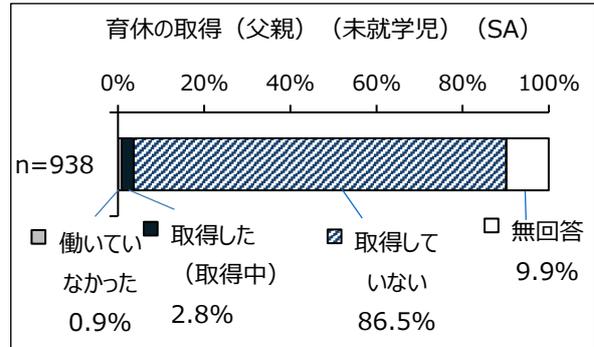
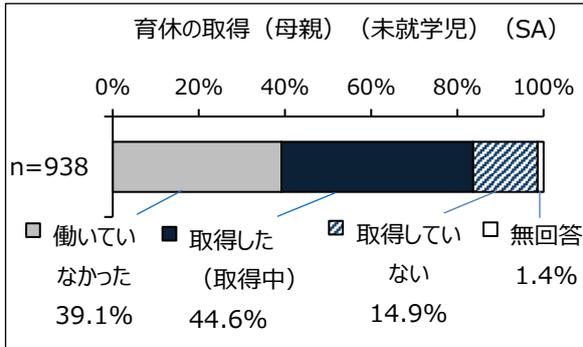
- 未就学児の保護者では、「保育所等の一時預かり」「幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」の利用が、合わせて7%程度となった。
- 今後の利用については30.0%が希望しており、その理由としては、「私用、リフレッシュ目的」や「冠婚葬祭等」など、就労理由以外での利用希望が多くなっている。



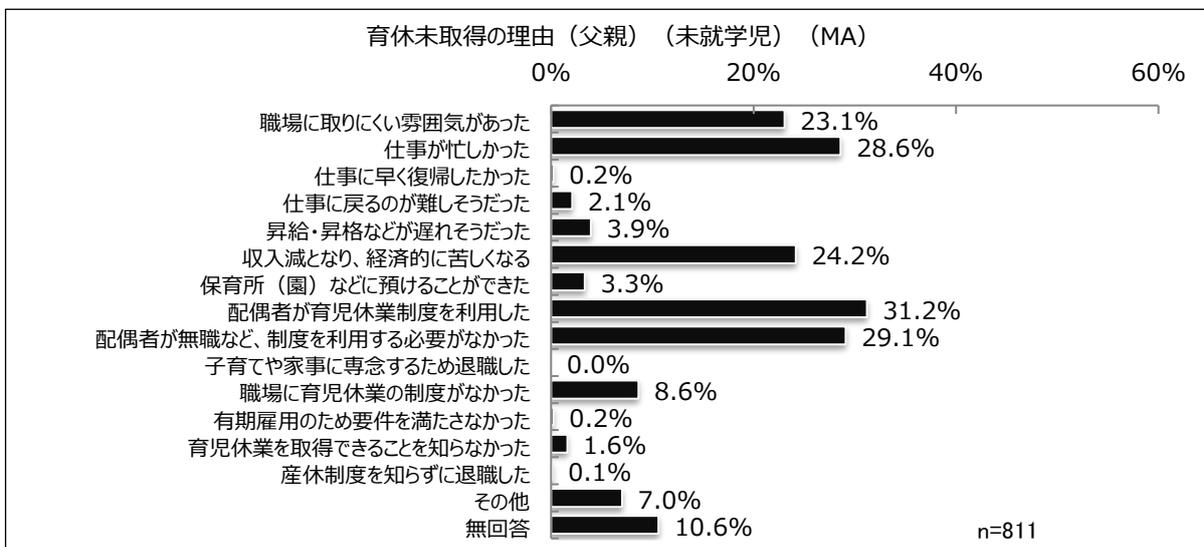
※不定期事業を利用したいと回答した方

(5) 職場の両立支援制度

- 未就学児の母親の4割強は育休を取得している。未取得者は、「退職したため」という理由が多い。
- 父親の育休取得は2.8%にとどまっている。未取得者は、「配偶者が子どもを見るから」「仕事を離れられないから」という理由が多い。



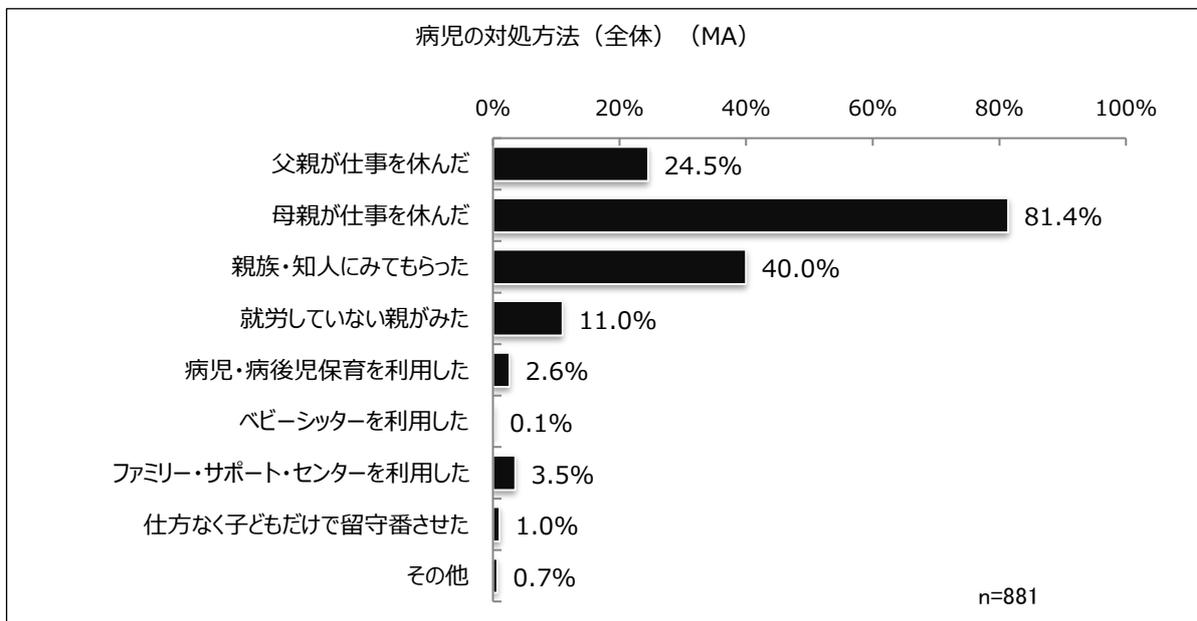
※育児休業を取得していないと回答した方



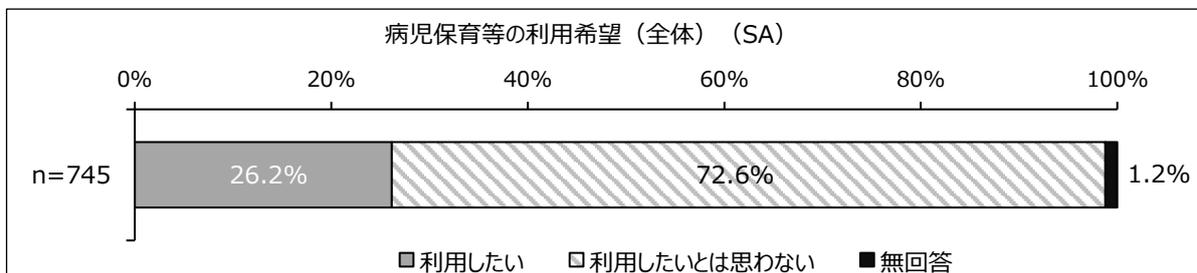
※育児休業を取得していないと回答した方

(6) 病気の際の対応

○病児への対応方法として、8割以上で「母親が仕事を休んだ」と回答している。病児保育については、3割弱が「利用したい」と回答している。



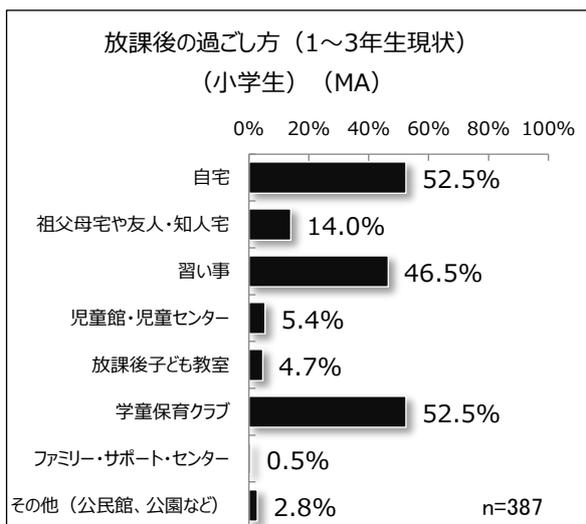
※病児対応があったと回答した方



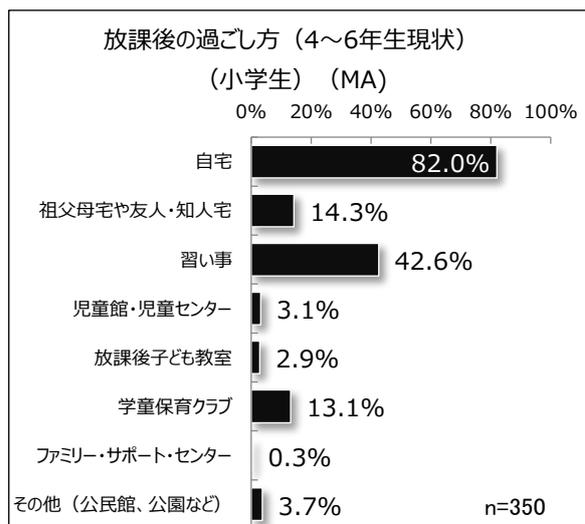
※病児対応で仕事を休んだと回答した方

(7) 放課後の過ごし方

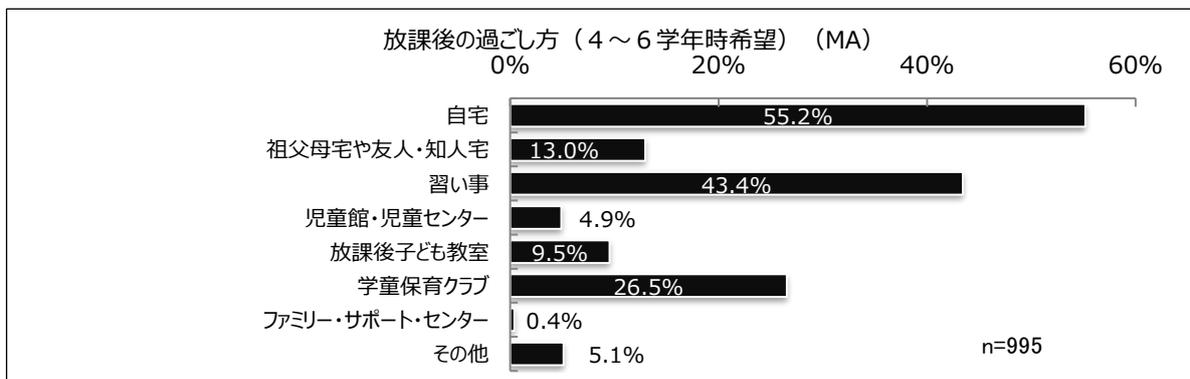
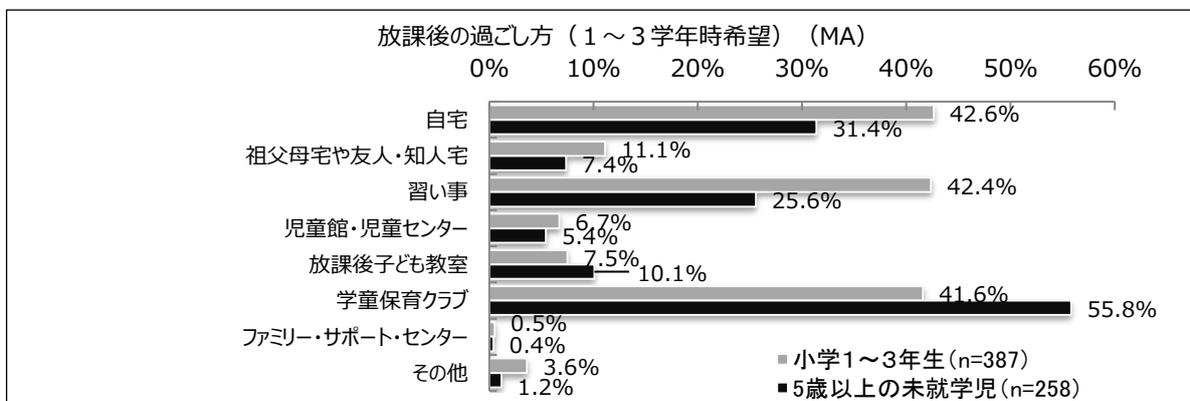
- 放課後の過ごし方についての現状としては、1～3年生では「自宅」「学童保育クラブ」が最も多いが、4～6年生では「学童保育クラブ」の割合は少ない。
- 小学校1～3学年、5歳以上の未就学児における1～3学年時の希望については、未就学児では「学童保育クラブ」が最も多く、小学1～3年生では「自宅」「習い事」「学童保育クラブ」が同程度で多くなっている。4～6学年時の希望では「自宅」が最も多くなっている。



※小学校1～3年生



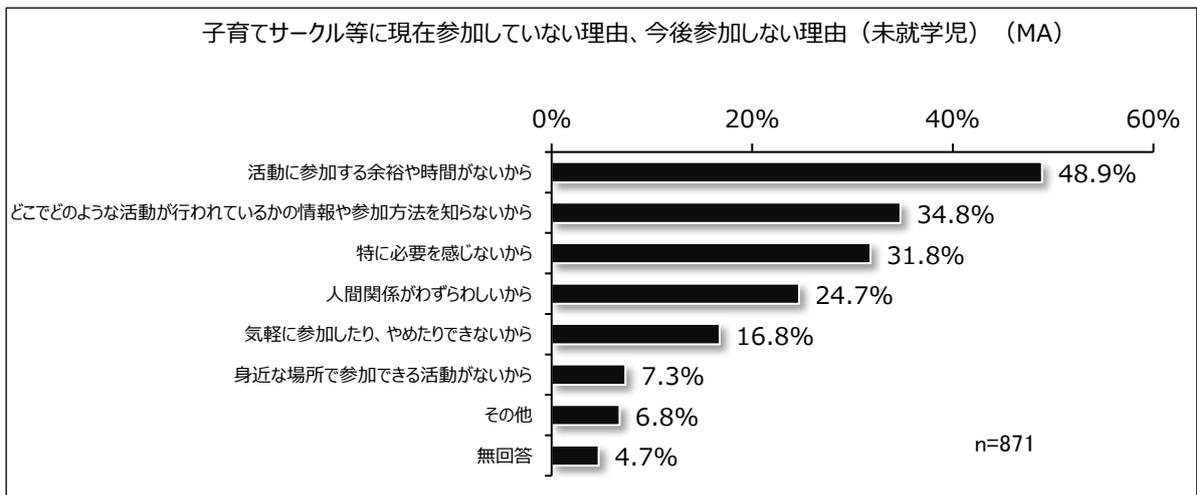
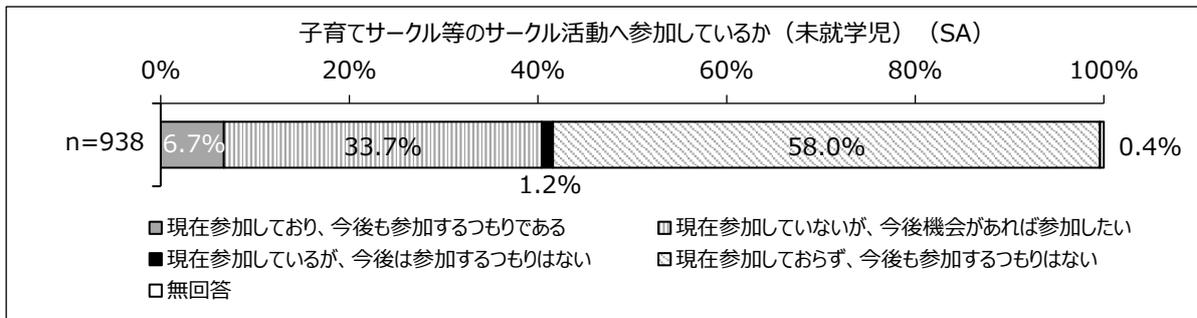
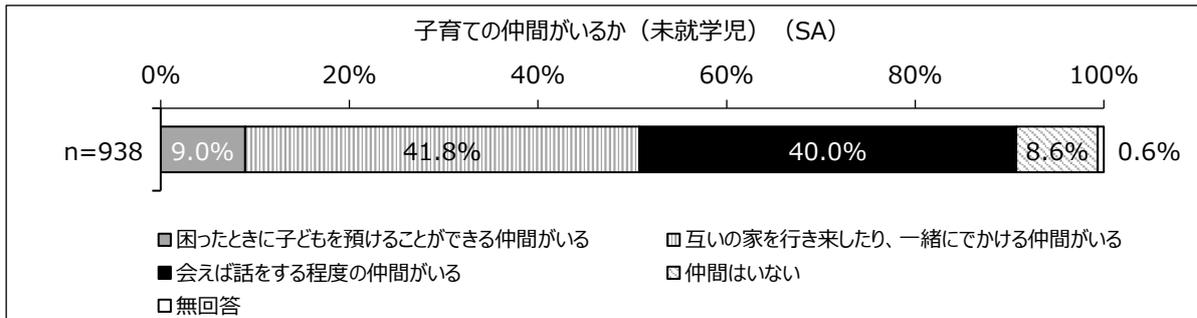
※小学校4～6年生



※5歳以上の未就学児及び小学1～6年生

(8) 子育ての仲間やサークル活動への参加

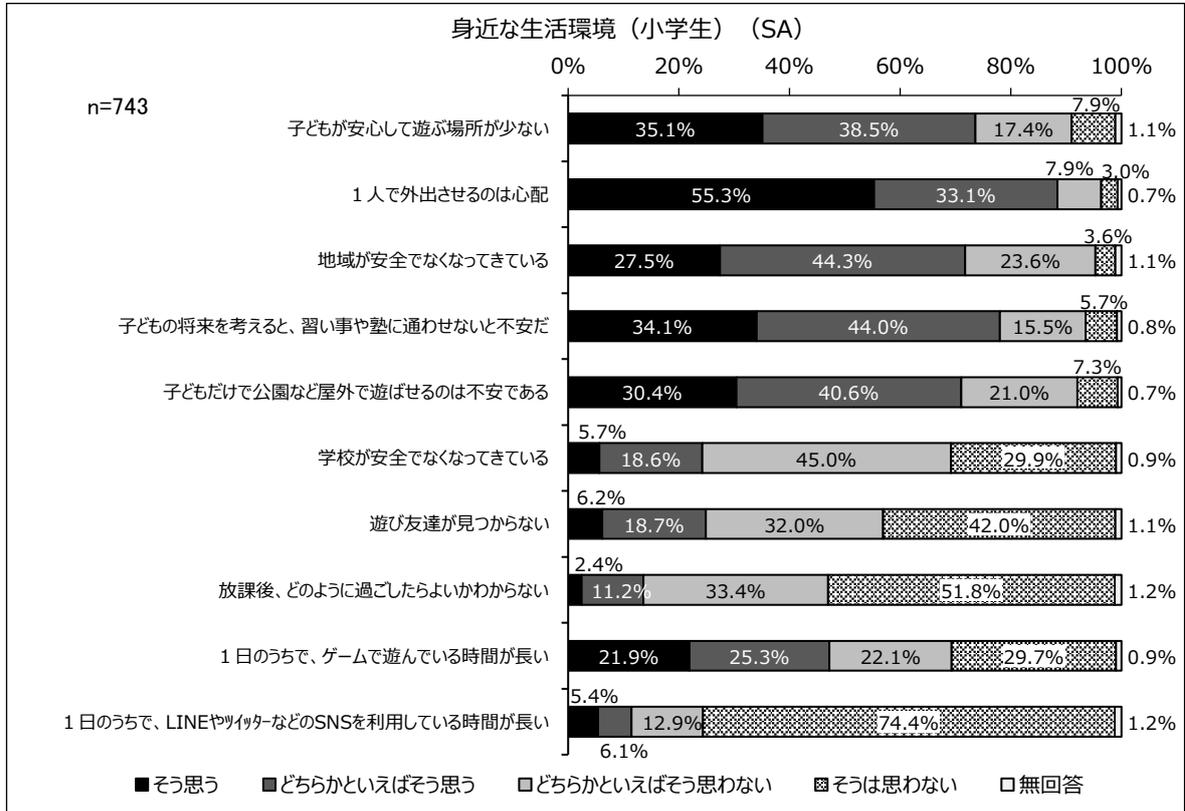
- 未就学児の保護者では、子育て仲間がいない割合が8.6%となっている。
- 子育てサークル等への参加状況については、「現在参加していないが、今後機会があれば参加したい」の割合が33.7%あり、参加していない理由として「どこでどのような活動が行われているか知らないから」が34.8%となっている。



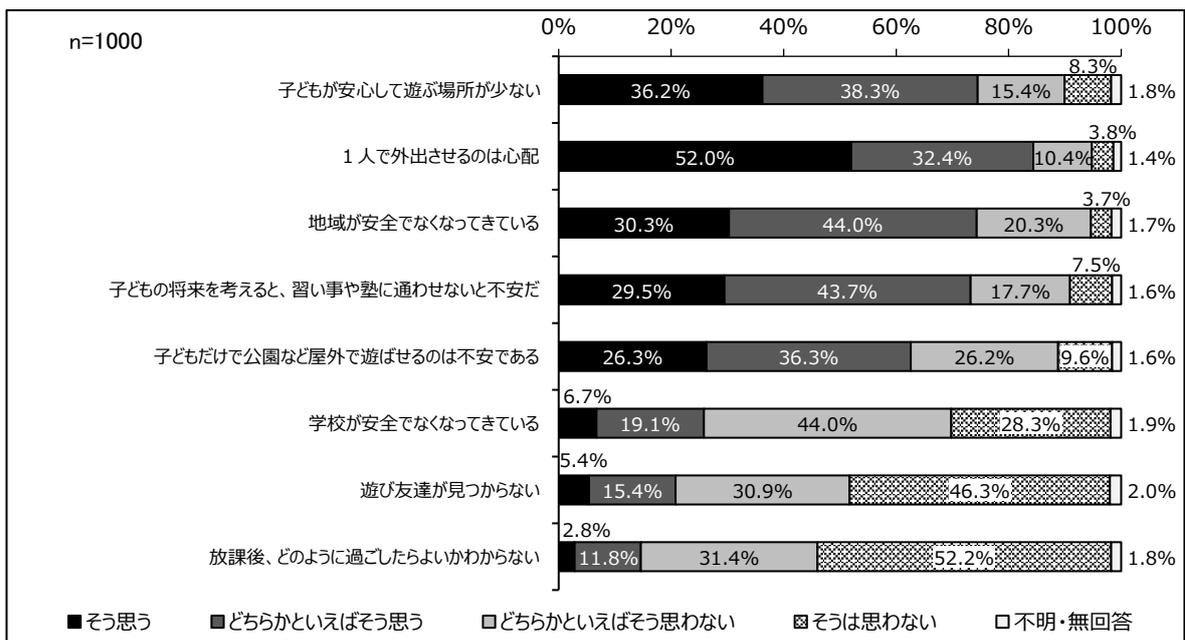
※子育てサークル等に現在参加していない方、もしくは今後参加するつもりがない方

(9) 身近な生活環境

- 自宅や学校以外の場所での安全に対する項目や子どもの将来についての項目において、不安に思う割合が多くなっている。
- 前回調査（平成 26 年 3 月）と比較して大きな変化は見られない。



※前回調査（平成 26 年 3 月）



(10) 課題への主な対応策

○保護者のニーズを満たす支援体制の確保

就労意向の高まりや就労形態の多様化等により、子育て支援のニーズが増加する中、核家族化や地域との関係の希薄化が進み、親族や知人から子育ての支援を得ることが難しい社会になっています。

本市においては、女性の就労割合が80%を超えており、教育・保育施設に預けたいというニーズが高くなっています。一方、小学生の学童保育の利用については、低学年のニーズが41.6%であるのに対して、高学年では26.5%となっています。

こうした多様化するニーズに対応していくには、保育園、認定こども園の定員確保に合わせて一時預かりや延長保育などの事業を拡充していく必要があります。また、小学校では放課後児童健全育成事業等により、放課後に児童が過ごせる場所の確保が必要となります。これに加え、施設利用だけでは補完できない保育ニーズに対しては、ファミリー・サポート・センターなど、地域全体で子育て支援の充実を図る必要があります。

○関係団体や地域と連携した安心・安全な環境の整備

昨今、通学路における交通事故や公園に設置されている遊具事故など、子どもが巻き込まれる事故が相次いでいます。今回実施したアンケート調査（以下「ニーズ調査」という。）でも、自宅や学校以外の場所での安全に対する項目や子どもの将来についての項目において不安に思う割合が多くなっています。

子どもや子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、その地域全体の安心・安全な生活の実現へとつながることから、保育所(園)、認定こども園、児童館、小中学校、PTAや園児の保護者はもとより、地域や行政、警察などとの連携が必要となります。

○一人ではなく地域や仲間と一緒にいる子育て環境の構築

核家族化の進展などにより、育児に関する相談相手がなく、育児期の悩みにより心と体のバランスが崩れストレスを抱え続けることは、ややもすれば子どもに対して悪い影響が出てしまう恐れがあります。

一人きりで育児することはとても大変なことであり、子育てへの不安感・孤立感が増加してしまいます。大変なときこそ、同じ立場の仲間がいることは心の救いとなります。

ニーズ調査によれば、子育てサークル活動に参加していない未就学児の保護者は9割程度あり、その理由として、活動に参加する時間がないことが最も多く、子育てサークルや地域活動に係る情報が伝わっていないことも要因の一つとして考えられます。

楽しみながら子育てができるよう、保護者同士が交流できる場を提供するとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信の充実が求められます。

第4章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方については、本市の最上位計画である「第2次笛吹市総合計画」を基軸とし、関連諸計画との整合を図りながら策定しています。

1 基本理念

これまで本市では、第1期の子ども・子育て支援事業計画に基づき、「育つよろこび 育てるしあわせ みんなで子育てのまち 笛吹」を基本理念とし、子育ての基本は家庭にあることを前提に、地域社会全体が子育てに関わり、支援することで次代を担う子どもたちの成長に喜びを感じ、子育てに幸せを感じられるようなまちを目指してきました。

また、第2次総合計画では、「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」を基本目標の一つとして、安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に誰もが住みなれた場所でいきいきと暮らせるまちをつくることを目指しています。

こうしたことから、子育ての幸せを実感でき、心豊かに暮らせるまちを目指すためには、第1期の基本理念をさらに具体化していくことが求められることから、第1期の基本理念を継承し、子育て環境の充実を推進していくこととします。

育つよろこび 育てるしあわせ

みんなで子育てのまち 笛吹

子どもたち誰もが心豊かにすくすく育ちます

子どもたちや家庭がかかえる社会的な背景の多様化が進んでいます。

次代を担う子どもたち一人ひとりが心豊かに育つため、子どもたちの多様性に対応した支援を充実します。

喜びを感じながら安心して子育てができます

保護者が子育てをしていくには、さまざまな負担や不安を抱えることとなります。

保護者が抱える負担や不安を軽減し、安心して子育ての喜びを感じられるよう支援を充実します。

一人ではなく地域みんなで育てます

地域に育ててもらうことは保護者の苦勞を軽減するだけでなく、子どもの成長にとっても非常に有益です。

地域との連携を図りながら、地域全体で子育てしていく環境づくりを進めます。

2 基本方針

計画の基本理念を踏まえ、計画の基本方針を次のように定めます。

基本方針1 子ども一人ひとりが心豊かに育つ支援の充実

子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の提供と地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

基本方針2 安心して子育てできる支援の充実

保護者の子育てに対するさまざまな負担や不安を軽減するとともに、自信と喜びをもって子育てに取り組むことができるよう支援を行います。また、家庭における養育力向上のための取り組みを進めます。

基本方針3 地域ぐるみでの子育て支援の充実

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域との連携を図りながら地域全体で子育てしやすい環境づくりを進めます。

3 施策の柱

施策の方向性1 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指します。また、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげることが重要であることから、専門職員を配置して切れ目のない支援を行います。

このほか、小児医療の充実や地域での子育て支援ネットワークづくりの支援等を行い、安心して子育てできる環境の充実を図ります。

施策の方向性2 幼児期の教育・保育体制の充実

乳幼児期は、遊びや生活を通して心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

幼稚園、保育所（園）、認定こども園が、その役割を十分に果たしていくために必要となる環境整備に取り組むほか、地域において子育てを支援するサービスの充実を図ります。

施策の方向性3 豊かな心を育む教育環境の整備

これからの子どもたちに求められる「生きる力」を養うため、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力の育成支援について、家庭、地域、ボランティア団体等と連携しながら、教育の質の充実と環境の整備を図ります。

また、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、見守りや支援、活動場所の提供を行うことで、自立性と社会性を兼ね備えた子どもたちの健全育成に努めます。

施策の方向性4 全ての子どもの立場に立った支援の充実

全ての子どもが、多様な家庭環境に係わらず健やかに育っていける環境づくりを行うとともに、一人ひとりのニーズに応じた支援を進めます。

また、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）が安心して暮らせるよう、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図ります。

施策の方向性5 子育てしやすい生活環境の整備

子育て家庭が、地域において安心・安全で快適な環境のもと生活を営むことができるよう、生活環境の整備を推進します。また、子どもを事故から守るため、交通安全を確保する活動を推進するとともに、犯罪や災害等から子どもを守るための諸施策を推進します。

このほか、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子育てと仕事の両立ができる社会を推進します。

4 計画の体系

本計画は、次の体系に沿って施策の展開を図ります。

基本理念	基本方針	施策の方向性	基本施策
育つよろこび 育てるしあわせ みんなで子育てのまち 笛吹	子ども一人ひとりが心豊かに育つ支援の充実	1. 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 母子の健康の保持・増進 小児医療の充実 子育て支援のネットワークづくり
	安心して子育てできる支援の充実	2. 幼児期の教育・保育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い保育と幼児教育の充実 地域における子育て支援サービスの充実
	地域ぐるみでの子育て支援の充実	3. 豊かな心を育む教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育 児童・青少年の健全育成 放課後児童の居場所づくりの推進 家庭や地域の教育力の向上
		4. すべての子どもの立場に立った支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする児童とその家庭への援助 児童虐待等の予防と保護体制の整備 ひとり親家庭等への支援 子どもの貧困対策
		5. 子育てしやすい生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全なまちづくりの整備 子どもの安全の確保 仕事と子育ての調和の推進

第5章 子育てに資する支援事業の推進

1 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、ニーズ調査結果を基に、国の指針に沿って5年の計画期間（令和2年度から令和6年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」である「量の見込み」の把握を行っています。

また、この「量の見込み」をベースに、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保方策」を定めます。

上記の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することになります。

本市においては、市内各地域に教育・保育施設が分散しているものの、市の中核施設である「子育て包括支援センター」へのアクセスが1時間圏内であることを踏まえ、全サービスについて市内を1区域として取り扱うものとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(1) 子ども・子育て支援事業に係る見込み量の推計方法

幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と「確保方策等の設定」の流れは、次のとおりです。

○教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策を定めます。



○家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭を8種類の「家庭類型」に分類します。



○各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらず量の見込みの推計を行います。



○量の見込みの推計＝推計児童人口×家庭類型×事業の利用意向＋利用実績による調整

計画期間（令和2年度から6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、これに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



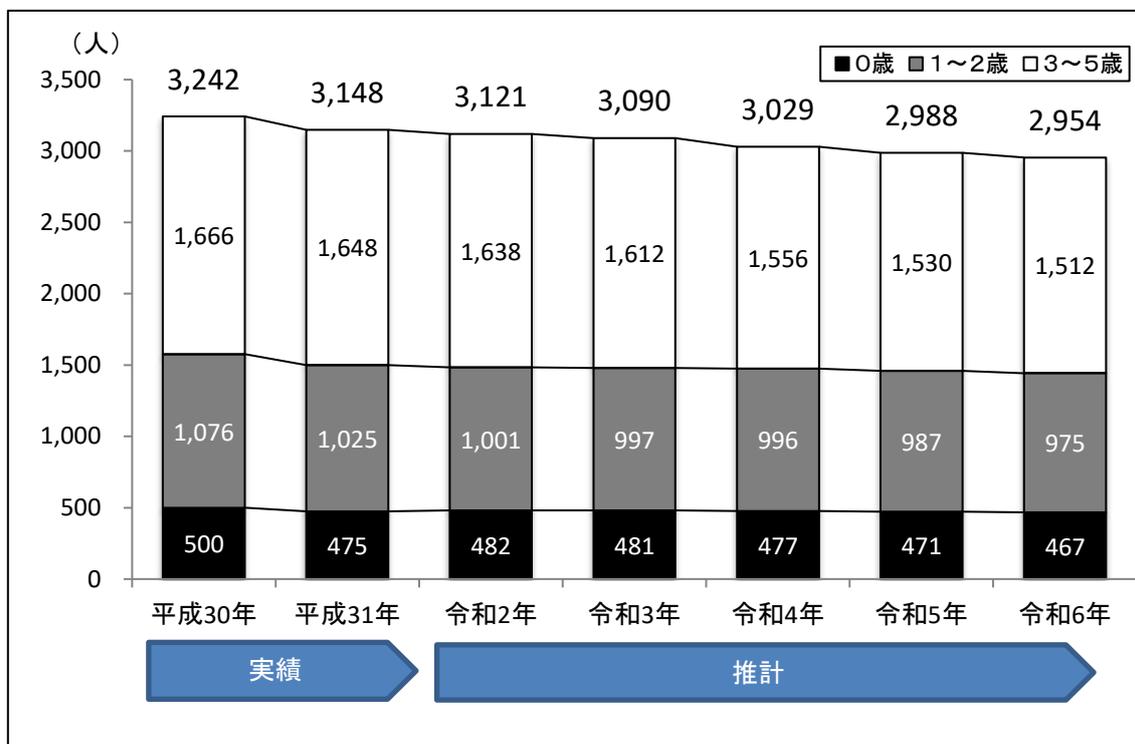
○量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するか、どのような供給体制を確保するかについて、ニーズ調査や子ども・子育て会議からの意見を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

(2) 児童数の補正について

量の見込みの推計に用いる推計児童数については、コーホート変化率による推計を基にした上で、近年、一部の地域で宅地開発が進む状況にあるため、こうした影響を加味し、以下のとおり推計します。

■量の見込みの推計に係る推計児童数



(3) 利用意向の補正

① 幼児教育・保育の無償化制度開始に係る補正

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

量の見込みを推計するために実施したニーズ調査については、無償化制度が実施されることを前提として回答を得ているため無償化の影響が加味されています。

しかしながら、アンケート実施時は、無償化の仕組みや該当の有無について、正確に意向を汲み取れていない可能性があり、また、今後制度が浸透すれば利用意向が増加することが予想されるため一定の補正を行います。具体的には、ニーズ調査の結果やこれまでの傾向から、1号認定の幼稚園等利用者が増加することとして見込んでいます。

■幼児教育・保育無償化の対象範囲

		保育の必要性	
		なし (例: 専業主婦(夫)世帯等)	あり (例: 共働き世帯等)
幼稚園	・幼稚園(施設型給付) ・認定こども園(教育認定)	無償 (預かり保育は対象外)	無償 (預かり保育は、月額上限11,300円※3まで無償)
	・幼稚園 (認定不要の幼稚園)	月額25,700円を上限に無償 (預かり保育は対象外)	月額25,700円を上限に無償 (預かり保育は、月額11,300円※3を上限に無償)
認可保育施設	・認可保育所 ・認定こども園(保育認定) ・地域型保育事業施設	—	無償
認可外保育施設等 ※1	・企業主導型保育事業	—	利用者負担額相当分まで無償
	・その他届出保育施設等 ※2	〈無償化の対象外〉	月額37,000円※4を上限に無償(他の認可外保育施設等との併用が可能)

※1 「認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設(事業所内保育を含む)のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額(11,300円)は3歳児から5歳児の児童の場合の無償化上限額。満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの住民税非課税世帯の児童の場合、16,300円までが無償化の対象となる。(利用日数に応じて月額の上限額は変動する。)

※4 金額(37,000円)は3歳児から5歳児の児童の場合の無償化上限額。0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童の場合、42,000円までが無償化の対象となる。

② 近年の傾向からの補正

3号認定者のうち1、2歳児については、近年、利用率の伸びが大きいこと、1、2号認定者（3～5歳児）と比べて未利用者が多く、伸びしろが残っていることなどから、5年間の需要量を見込むに当たって、利用意向率について増加の補正を加えることとします。

なお、1、2号認定者（3～5歳児）については、利用率が平成30年度実績ですでに97.2%まで達していること、3号認定者のうち0歳児については利用率の上昇がとどまっていることから、経年の傾向に係る補正は行わないこととします。

(4) 見込み量の推計結果について

補正後の推計児童数及び利用意向率による量の見込みは、以下のとおりとなります。

■補正後の推計児童数及び利用意向率による量の見込みの推移

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号	幼稚園等利用者	保育が必要な世帯も1号認定により幼稚園等を利用しているため、内訳は算出できない。	170人	175人	177人	174人	172人	
	利用意向率		10.4%	10.9%	11.4%	11.4%	11.4%	
2号	幼稚園利用者		96人	95人	92人	90人	89人	
	利用意向率		5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	
	保育所等利用者		1,339人	1,318人	1,272人	1,251人	1,236人	
	利用意向率		81.8%	81.8%	81.8%	81.8%	81.8%	
1号、2号計 (3～5歳児計)	3～5歳利用者計		1,619人	1,605人	1,588人	1,540人	1,515人	1,497人
	3～5歳児童数		1,666人	1,638人	1,612人	1,556人	1,530人	1,512人
	全体利用意向率	97.2%	98.0%	98.5%	99.0%	99.0%	99.0%	
3号	0歳利用者数	194人	187人	187人	185人	183人	181人	
	0歳児童数	500人	482人	481人	477人	471人	467人	
	利用意向率	38.8%	38.8%	38.8%	38.8%	38.8%	38.8%	
	1, 2歳利用者数	732人	730人	736人	743人	743人	740人	
	1, 2歳児童数	1,076人	1,001人	997人	996人	987人	975人	
	利用意向率	68.0%	72.9%	73.8%	74.6%	75.3%	75.9%	

■推計の区分と支給認定の区分の対応表

推計の区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	支給認定の区分
1号	3～5歳	主に教育	なし	1号認定
2号(幼稚園)			あり	2号認定
2号(保育所)	3号認定			
3号(0歳)	0～2歳	主に保育		
3号(1・2歳)				

3 幼児期の教育・保育の提供体制と確保方策

(1) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

■提供体制、確保方策

合計の量の見込みに対して確保していく定員は各年度とも充足されていますが、認定区分別にみると、3号認定の1、2歳児は見込み量が微増となるため、現行施設の中での定員調整や、今後の認定こども園、地域型保育への参入意向等を踏まえながら定員を確保していきます。

	平成30年度実績					令和2年度					令和3年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	—	幼稚園の意向が強い	左記以外	0歳	1,2歳	—	幼稚園の意向が強い	左記以外	0歳	1,2歳	—	幼稚園の意向が強い	左記以外	0歳	1,2歳	
量の見込み(必要利用定員総数)	115人	1,511人		879人		170人	96人	1,339人	187人	730人	175人	95人	1,318人	187人	736人	
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園(教育・保育施設)		1,511人		869人		200人		1,340人		200人		1,320人		740人	
	確認を受けない幼稚園		200人		200人		200人		200人		200人					
	地域型保育事業				1人 9人										10人	

	令和4年度					令和5年度					令和6年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	—	幼稚園の意向が強い	左記以外	0歳	1,2歳	—	幼稚園の意向が強い	左記以外	0歳	1,2歳	—	幼稚園の意向が強い	左記以外	0歳	1,2歳	
量の見込み(必要利用定員総数)	177人	92人	1,272人	185人	743人	174人	90人	1,251人	183人	743人	172人	89人	1,236人	181人	740人	
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園(教育・保育施設)		1,280人		740人		200人		1,270人		200人		1,260人		740人	
	確認を受けない幼稚園		200人		200人		200人		200人		200人					
	地域型保育事業				10人										10人	

※表中の「確認を受けない幼稚園」とは、いわゆる「未移行幼稚園」であり、施設型給付費の支給対象施設として確認を受けていない幼稚園のことです。そのため、市の認定を受けずに入園することができます。(なお、幼児教育の無償化の対象となるには「子育てのための施設等利用給付」に係る認定(新1号や新2号認定)が必要です。)

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制と確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

ニーズ調査及び実績等を勘案すると、計画期間中の量の見込みは、以下のとおりとなります。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		(実績)	(見込み)				
延長保育事業		517人	496人	484人	471人	461人	452人
放課後児童健全育成事業	低学年	864人	901人	909人	911人	902人	881人
	高学年	192人	226人	253人	251人	250人	255人
子育て短期支援事業		7人日	30人日	29人日	28人日	28人日	27人日
地域子育て支援拠点事業		1,974 人回/月	1,885 人回/月	1,833 人回/月	1,777 人回/月	1,746 人回/月	1,713 人回/月
一時預かり事業		10,185 人日/年	12,761 人日/年	12,456 人日/年	12,005 人日/年	11,752 人日/年	11,521 人日/年
幼稚園型 <1号認定>	幼稚園型 <2号認定>	8,626 人日/年	364 人日/年	354 人日/年	340 人日/年	332 人日/年	325 人日/年
	幼稚園型 <2号認定>	※実績には認定不要の幼稚園を含まない	10,956 人日/年	10,665 人日/年	10,233 人日/年	10,003 人日/年	9,794 人日/年
	幼稚園型を除く	1,559 人日/年	1,441 人日/年	1,437 人日/年	1,432 人日/年	1,417 人日/年	1,402 人日/年
病児・病後児保育事業		349 人日/年	358 人日/年	350 人日/年	341 人日/年	334 人日/年	327 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業	低学年	639 人日/年	613 人日/年	611 人日/年	606 人日/年	596 人日/年	580 人日/年
	高学年	448 人日/年	419 人日/年	417 人日/年	414 人日/年	407 人日/年	396 人日/年
利用者支援事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査		6,276人回	6,748人回	6,734人回	6,678人回	6,594人回	6,538人回
乳児家庭全戸訪問事業		485人	482人	481人	477人	471人	467人
養育支援訪問事業		312人	303人	299人	295人	289人	283人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 延長保育事業

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外において認定こども園や保育所(園)等で保育を実施する事業です。

■提供体制、確保方策

延長保育事業の利用については、今後減少していくことが見込まれることから、今後の見込み量に対し、現状の提供体制を維持することで確保していきます。

(実施施設 20 か所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	496人	484人	471人	461人	452人
確保の内容	520人	520人	520人	520人	520人

② 放課後児童健全育成事業

労働等により昼間保護者がいない児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

■提供体制、確保方策

優先度の高い低学年及びひとり親家庭の子ども、障がい児の受入体制を確保します。なお、高学年については計画期間中の利用者増加が見込まれるため、必要に応じて公共施設の空きスペースを活用するなど、受け入れの確保を図ります。

(実施施設 10 か所 学童保育教室 27 教室)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	901人	909人	911人	902人	881人
	高学年	226人	253人	251人	250人	255人
	小計	1,127人	1,162人	1,162人	1,152人	1,136人
確保の内容	低学年	955人	955人	955人	955人	955人
	高学年	294人	294人	294人	294人	294人
	小計	1,249人	1,249人	1,249人	1,249人	1,249人

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

■提供体制、確保方策

ニーズ調査の結果、一定の利用希望が想定されることから、利用希望に対応できるよう事業を実施します。

（実施施設 2 か所）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	30 人日	29 人日	28 人日	28 人日	27 人日
確保の内容	30 人日				

④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が交流できる場所を開設することで、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助等を行う事業です。

■提供体制、確保方策

平成 27 年度に子育て支援センターを 1 か所増設するなど、高いニーズに対応してきました。今後も各施設がそれぞれの特色を生かし、利用者の確保に努めます。

また、子育てに不安やストレスを感じている家庭を積極的に支援するために、ホームスタート事業を実施することで地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

（実施施設 7 か所）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,885 人回／月	1,833 人回／月	1,777 人回／月	1,746 人回／月	1,713 人回／月
確保の内容	2,000 人回／月 (7か所)	2,000 人回／月 (7か所)	2,000 人回／月 (7か所)	2,000 人回／月 (7か所)	2,000 人回／月 (7か所)

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）などにおいて、一時的に預かることで必要な保護を行う事業です。

■提供体制、確保方策

現在、延べ10か所の認可施設で事業を実施しています。

今後の量の見込みに対し、現状の提供体制を維持することで確保を図ります。

特に、幼稚園在園児以外の乳幼児のニーズが高まっていることから、受け入れの確保に係る対応策を実施していきます。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見 込み	幼稚園型(1号認定)	364 人日/年	354 人日/年	340 人日/年	332 人日/年	325 人日/年
	幼稚園型(2号認定)	10,956 人日/年	10,665 人日/年	10,233 人日/年	10,003 人日/年	9,794 人日/年
	幼稚園型を除く	1,441 人日/年	1,437 人日/年	1,432 人日/年	1,417 人日/年	1,402 人日/年
	合計	12,761 人日/年	12,456 人日/年	12,005 人日/年	11,752 人日/年	11,521 人日/年
確保の内容		14,000 人日/年 (11か所)	16,000 人日/年 (12か所)	16,000 人日/年 (12か所)	16,000 人日/年 (12か所)	16,000 人日/年 (12か所)

⑥ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院、保育所（園）などに付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

「病児対応型・病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」の3種類があります。平成30年4月より広域利用が始まり、県内にある全ての病児・病後児保育施設を自由に利用できるようになりました。

■提供体制、確保方策

県全域での広域利用が可能となったため、平成30年度実績（延べ349人）をもとに定員を確保し、量の見込みに対応できる規模の予算の確保を図ります。

また、市内での病児・病後児保育施設の導入に向けて検討していきます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	358 人日／年	350 人日／年	341 人日／年	334 人日／年	327 人日／年
確保の内容	365 人日／年	365 人日／年	365 人日／年	365 人日／年	365 人日／年

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

小学生までの子どもを持つ保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

- ・事業を利用するには、依頼会員、協力会員共に事前にファミリー・サポート・センターへの会員登録が必要です。
- ・実施施設：1 か所 ファミリー・サポート・センター「ファミリーベル」
- ・対象：生後2か月程度から小学校6年生

■提供体制、確保方策

現在、1 か所で事業を実施しています。協力会員を確保し、依頼会員となる対象者への事業周知を図り、より利用しやすい援助を目指します。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	613 人日/年	611 人日/年	606 人日/年	596 人日/年	580 人日/年
	高学年	419 人日/年	417 人日/年	414 人日/年	407 人日/年	396 人日/年
	合計	1,032 人日/年	1,028 人日/年	1,020 人日/年	1,003 人日/年	976 人日/年
確保の内容	低学年	620 人日/年	620 人日/年	620 人日/年	620 人日/年	620 人日/年
	高学年	430 人日/年	430 人日/年	430 人日/年	430 人日/年	430 人日/年
	合計	1,050 人日/年	1,050 人日/年	1,050 人日/年	1,050 人日/年	1,050 人日/年

⑧ 利用者支援事業（母子保健型）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

これまでは、利用者支援のみを実施する「特定型」と、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行う「基本型」の2類型でしたが、母子保健に関する相談にも対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して保健師等が専門的な相談支援を提供する「母子保健型」が新たな類型として追加されています。

■提供体制、確保方策

子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行い、個々の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行うものです。

本市では、妊娠期からの母子保健の相談に対応するため、利用者支援事業母子保健型を実施しています。また、令和2年度からは、利用者支援専門員を兼任する保健師を1人から2人に増員し、相談援助や情報提供の充実を図っていきます。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

㊿ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時、医学的検査を実施する事業です。

■提供体制、確保方策

国の定める基準に基づき実施します。

- ・実施場所：山梨県内の指定医療機関（県外で受診した場合は償還払い）
- ・検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目
- ・実施時期：妊娠初期より妊娠 23 週まで：4 週間に 1 回
妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2 週間に 1 回
妊娠 36 週以降分娩まで：1 週間に 1 回

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児推計児童数	482 人	481 人	477 人	471 人	467 人
1 人あたりの検診回数	14 回				
量の見込み(検診回数)	6,748 人回	6,734 人回	6,678 人回	6,594 人回	6,538 人回
確保の内容	6,748 人回	6,734 人回	6,678 人回	6,594 人回	6,538 人回

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで養育環境を把握し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、支援を必要とする家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

■提供体制、確保方策

生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に専門的相談支援を行います。主に非常勤職員の保健師又は助産師が実施します。非常勤職員の確保に努めます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児推計児童数	482人	481人	477人	471人	467人
量の見込み(訪問数)	482人	481人	477人	471人	467人
確保の内容	482人	481人	477人	471人	467人

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

■提供体制、確保方策

妊産婦及び乳幼児のいる家庭を対象に、専門的相談支援を行います。必要に応じ乳児家庭全戸訪問事業を兼ねて行います。主に当該地区を担当する市の保健師が対応します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	303人	299人	295人	289人	283人
確保の内容	303人	299人	295人	289人	283人

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、また、行事への参加に要する費用（日用品費等）及び私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園）に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用（副食費）を助成する事業です。

■提供体制、確保方策

助成が必要と判断する全ての世帯に対し、給付することを前提に事業を行います。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
確保の内容	15人	15人	15人	15人	15人

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■提供体制、確保方策

現時点では実施していませんが、必要に応じて検討します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保の内容	—	—	—	—	—

5 「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項

共働き家庭において、子どもが保育所（園）から小学校に上がる際、預けられる時間が短くなることによって直面する課題を「小1の壁」と言います。

国では、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、子どもが安心・安全に過ごし、多様な体験活動ができる場所の計画的な整備を進めてきましたが、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、平成30年9月に向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランを取りまとめました。

新しいプランにより、市町村においては、放課後児童クラブ（学童保育）の待機児童の早期解消、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安心・安全な居場所の確保を図ることなどが求められています。

こうした状況を踏まえ、放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室を計画的に整備していくため、本市では次のとおり整備方針を定めます。

■令和6年度に達成されるべき目標事業量

	実績(平成30年度)	目標(令和6年度)
放課後児童クラブの設置数 (学童保育教室)	10か所 (27教室)	10か所 (29教室)
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	2か所	※ か所

※「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」の目標（令和6年度）は、令和2年度の国の制度変更に伴い設定する。

■放課後児童クラブ（学童保育）の必要量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	339人	343人	343人	340人	332人
2年生	304人	306人	307人	304人	297人
3年生	258人	260人	261人	258人	252人
4年生	143人	160人	159人	159人	161人
5年生	67人	75人	74人	74人	76人
6年生	16人	18人	18人	17人	18人
低学年利用者	901人	909人	911人	902人	881人
低学年児童数	1,644人	1,640人	1,632人	1,607人	1,562人
利用割合	54.8%	55.4%	55.8%	56.1%	56.4%
高学年利用者	226人	253人	251人	250人	255人
高学年児童数	1,695人	1,699人	1,654人	1,626人	1,624人
利用割合	13.3%	14.9%	15.2%	15.4%	15.7%
合計必要量	1,127人	1,162人	1,162人	1,152人	1,136人
確保策	1,249人	1,249人	1,249人	1,249人	1,249人

●放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施に関する具体的な方策

- ①学校の余裕教室や諸施設を活用して実施します。
- ②活動内容（プログラム）の充実に努めます。
- ③学校関係機関との連携を密にします。
- ④指導者研修に積極的に参加し、指導者相互の情報交換を行います。
- ⑤会員の拡大と地域ボランティア（協力者）の確保に努めます。
- ⑥放課後子ども総合プラン運営委員会を通じ検討を行います。

第6章 子育て支援の主な取り組み

本章では、本市で実施されている子ども・子育て支援に関連する主な取り組みを記載しています。3つの基本方針の実現に向けて計画を推進していきます。

施策の方向性 1 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

1 母子の健康の保持・増進

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（1） 妊婦・乳幼児健康 相談事業 （健康づくり課）	<p>妊娠届出者への母子健康手帳の交付や健康相談に応じています。</p> <p>妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に健康相談日を設け、保健師、管理栄養士、助産師が相談に応じています。</p> <p>産前産後ケアセンターの宿泊費用を助成し、3泊4日までの宿泊中は、助産師が育児相談や育児の実技指導を行います。また、妊娠中や産後の電話相談では、助産師が24時間対応する「産前産後電話相談」事業を実施しています。</p> <p>乳幼児期の子どもに育てにくさを感じる、又は、発達に応じた関わり方について相談を希望する保護者を対象に教室や訪問を行い、公認心理師と保健師が相談に応じています。</p>
（2）※ 妊婦・乳幼児委託 健康診査事業 （健康づくり課）	<p>指定医療機関に委託し、次の事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中 14 回分の一般健康診査及び 2 項目の感染症検査 ・妊婦歯科検診 ・産後 2 回分の産婦検査、新生児聴覚検査 ・乳児一般健康診査 2 回 ・各種一般健康診査の結果による精密健康診査
（3） 母親学級等健康教 育事業 （健康づくり課）	<p>初産婦とそのパートナーを対象にマタニティスクール「パパといっしょに楽しい育児」を開催しています。また、妊娠中の詳しい知識や育児の実用的な情報提供、実技指導を行っています。</p> <p>第 1 子の乳児の保護者を対象に離乳食教室を開催しています。</p> <p>市内の中学校と共同で、思春期事業「いのちの授業」を開催しています。</p>

※印は、子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業（第5章に掲載）

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（４） 乳幼児健康診査事業 （健康づくり課）	母子保健法に基づく、１歳６か月健康診査及び３歳児健康診査のほか、乳幼児期に２回、幼児期は健康診査、歯科健康診査を各１回実施しています。 健康診査の回数や月齢は、必要に応じて見直しを行います。 幼児健康診査では、公認心理師が発達に応じた相談を行い、育てにくさを感じる親の支援に努めます。
（５） 不妊治療支援事業 （健康づくり課）	不妊治療を行っている夫婦に対し、治療費のうち自己負担した費用の２分の１（上限１０万円）を１年度に２回まで、通算５年間助成します。
（６） 子どもの予防接種事業 （健康づくり課）	子どもの感染症予防のため、法律で定められている定期予防接種及び市独自で費用を助成している任意予防接種を実施しています。 予防接種手帳を配布し、各健康診査時に接種状況を確認することで、接種の推奨に取り組んでいます。

２ 小児医療の充実

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（１） 小児救急医療支援事業 （健康づくり課）	小児医療の充実・確保、特に小児救急医療について、県や近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携強化に努めます。また、各家庭における「かかりつけ医」の普及を促進するとともに、適正な救急医療の利用について普及啓発を行います。
（２） 子どもすこやか医療費助成事業 （子育て支援課）	中学校３年生までの子どもの医療費のうち、保険給付の対象となる医療費と入院時食事医療費の自己負担分を全額助成します。 また、窓口無料化を県内の医療機関で実施し、受給者の利便性の向上を図ります。
（３） 養育医療費助成事業 （子育て支援課）	生まれたときの体重が２,０００グラム以下であるか、２,０００グラムを超えていても医師の判断により生活力が特に薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成します。

3 子育て支援のネットワークづくり

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
(1) 子育て支援ネットワークの形成 （子育て支援課）	地域における子育て親子の交流を促進するため、子育て支援事業としてのイベント等を子育て支援センターと協働で実施しています。子どもや子育てに関わる制度や事業、施設などについての情報を紹介し、安心して子どもを生み育てることができるように子育て情報をわかりやすく提供します。
(2) 子育てガイドブックの配布 （子育て支援課）	子どもや子育てに関わる制度や事業、施設などについての情報を紹介し、安心して子どもを生み育てることができるように、子育て情報をわかりやすく提供します。
(3) やまなし子育て応援カード事業の実施 （子育て支援課）	18歳未満の児童、妊娠中の方がいる家庭を対象に、本事業に協賛する企業や店舗で各種割引等の特典サービスを受けることができる子育て応援カードを交付しています。
(4) ICTを活用した子育て情報の提供 （子育て支援課）	市ホームページに子育て情報コーナーを開設し、子育て支援策や保育サービス・イベント情報を提供しています。また、各種子育て支援事業や保育サービス、イベントなどの情報は「子育て広場」アプリにて発信していることから、更なる情報の周知に努めます。
(5) マタニティ支援・プレママ （図書館）	子育ての始まりはマタニティからとの考えに立ち、出産を控えた妊婦はもちろんのこと、家族全員に本の楽しさや大切さを知ってもらう機会を提供します。 絵本の紹介や読み聞かせ、子どもと楽しめる音楽CD、子育ての本の紹介を行うほか、出産や子育てに関する情報提供やアドバイスも行ないます。
(6) ブックスタート事業（はじめてブック） （図書館）	離乳食教室時及び図書館独自で行っているブックスタート事業で、本とのふれあいのきっかけとなるよう、司書による絵本の読み聞かせやブックトーク、赤ちゃんへの読み聞かせの大切さの説明を行っています。離乳食教室では絵本のプレゼントも行っています。 親子の交流の場として図書館がさらに利用されるよう努めます。
(7) 母子保健組織に関する育成と支援 （健康づくり課）	一宮、八代、境川及び春日居町地域の愛育班並びに笛吹市愛育連合会の育成に努めるとともに、班員に向け母子保健に関する情報提供を行います。 また、愛育班による妊産婦や子どものいる家庭への見守りと声かけ活動を支援していきます。

施策の方向性 2 幼児期の教育・保育体制の充実

1 質の高い保育と幼児教育の充実

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
(1) ※ 教育・保育の提供 (子育て支援課)	保護者の就労等による保育の必要性や幼児期の教育ニーズに対して、保育所、幼稚園、認定こども園等において教育・保育を提供するとともに、その質の向上を促進します。
(2) ※ 延長保育事業 (子育て支援課)	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。 ニーズに応じて現状の提供体制を確保していきます。
(3) ※ 一時預かり事業 (子育て支援課)	家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点などにおいて、一時的に預かり必要な保護を行う事業です。 ニーズに応じて現状の提供体制を確保していきます。
(4) 休日保育事業 (子育て支援課)	保護者が日曜日・祝日に就労などで保育を必要とする場合に、保育所において保育するものです。平成 23 年度、24 年度に 1 施設実施していましたが、利用者が少ないことから実施を取り止めています。 保護者ニーズを把握しつつ、実施の必要性や実施方法など検討を進めます。
(5) 保育施設整備事業 (子育て支援課)	安心・安全な保育を推進するために、老朽化した施設の整備、改修等計画的に実施します。
(6) 保育所における食育の推進 (子育て支援課)	保育の一環として食育を位置づけ、楽しく食べることを基本とし、日々の給食、食育教室、野菜の栽培、調理体験等の食育活動を実施し、「食を営む力」の基礎を培う支援を行います。 また、体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人ひとりの子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応しています。
(7) 公立保育所民間活力の活用の推進 (子育て支援課)	民間活力導入のため、平成 19 年度から平成 26 年度にかけて 5 施設に指定管理者制度を導入しています。 これまでの指定管理者による保育所運営を検証し、平成 30 年度から 2 施設を完全民営化へ移行しました。さらなる指定管理者の導入や完全民営化への移行について検討を進めます。
(8) 私立幼稚園（新制度未移行園）施設等利用費給付事業 (子育て支援課、教育総務課)	幼児教育・保育の無償化に伴い、利用料等が軽減されることにより子育て世帯の負担軽減を図ります。

※印は、子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業（第5章に掲載）

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（９） 保育所地域活動事業 （子育て支援課）	保育所の活動として、地域及び異世代間との交流や地域の行事への参加を促進します。
（１０） 保育所園庭開放 （子育て支援課）	一部の保育所において、地域の遊びや交流の場として園庭を開放しています。施設の警備や安全面を考慮しながら、必要に応じて開放の拡大に取り組みます。

2 地域における子育て支援サービスの充実

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（１）※ 病児・病後児保育事業 （子育て支援課）	病气中や回復期にある０歳児から小学校６年生までの児童を、一時的に医療機関や看護師を配置した保育施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
（２）※ 地域子育て支援拠点事業 （子育て支援課）	市内７か所の地域子育て支援センターを中心に、主に２歳までの乳幼児及びその保護者の相互の交流を促進し、子育てについての相談、情報提供、助言・援助を行うことで、子育てに関する不安等を緩和します。
（３） ホームスタート事業 （子育て支援課）	妊婦や未就学児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験のあるボランティアがホームビジターとして訪問する「家庭訪問型子育て支援」です。週に一度、２時間、定期的に４回程度訪問し、友人のように寄り添いながら「傾聴」（話をきく）や「協働」（一緒に育児や家事をしたり、出かけたりする）等の活動をします。親子が地域へ踏み出し、人々とつながるきっかけづくりを応援します。
（４） 利用者支援事業 「母子保健型」 （健康づくり課）	保健師等の専門職が、妊婦期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ状況を継続的に把握する中で、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行い、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。
（５）※ ファミリー・サポート・センター事業 （子育て支援課）	小学生までの子どもを持つ保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。依頼会員はおおむね生後２か月から小学校６年生までの保護者とし、利用料の一部を助成します。

※印は、子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業（第5章に掲載）

施策の方向性 3 豊かな心を育む教育環境の整備

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
(1) きめ細かな教育の 推進 （学校教育課）	市費負担による講師及び教育支援員を配置し、すべての子どもにきめ細かな教育指導の充実と個別の教育支援の推進を図ります。
(2) 子どものメディア リテラシー（情報 活用能力）教育の 実施 （学校教育課）	子どもが、インターネットやマスコミなどメディアの特性や利用方法を理解し、適切な方法で情報を取得するとともに、メディアを活用する能力を身に付ける学習を実施しています。 併せて、情報モラルの向上に取り組みます。
(3) 環境教育の推進 （環境推進課）	市内小学校において移動環境教室を実施し、ごみの分別や減量化、地球温暖化防止に関する学習機会を設け、環境に配慮した生活習慣の定着を図ります。また、環境保全の学び学習や各種環境対策に関し、小・中学校を支援します。
(4) 特別支援教育 （学校教育課）	学校や県の発達支援センター等の関係諸機関、保護者との連携を密にします。また、特別支援学校との連携も図り、居住地校との交流及び共同学習の充実にも努めるなどインクルーシブ教育を推進します。 さらに、ふえふき教育相談室の相談窓口をより一層充実させるとともに、学校や保育所・幼稚園・認定こども園、福祉等の関係機関と連携し、早期に適切な支援ができるように取り組みます。
(5) 不登校児童生徒へ の支援 （学校教育課）	ふえふき教育相談室に専門の相談員を配置し、学校や県のスクールカウンセラーと連携しながら対応します。 また、登校できない間の学力を保障するため、個別の学習指導を行います。
(6) いじめ等青少年の 問題行動への対策 （積極的な生徒指 導） （学校教育課）	各校がいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処に努めています。ふえふき教育相談室やいじめ問題等連絡協議会による生徒指導及び相談体制の充実を図ります。
(7) 教育相談事業 （学校教育課）	児童生徒や保護者からの学習相談、就学相談、さらには教職員も対象にした教育相談に応じ、ふえふき教育相談室のカウンセリング機能を生かした相談体制の充実を図ります。

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（８） 教育支援事業 （学校教育課）	県内の大学と連携し、学生ボランティアを小中学校に派遣する事業を進めてきました。子どもたちに年齢に近い学生の教育活動への参加により、きめ細やかな指導体制で子どもたちを支援していきます。
（９） 食育の推進 （学校教育課・健康づくり課）	教科、特別活動、総合的な学習の時間、給食指導等、学校教育全体を通して食育に関する指導を行っていきます。 また、食生活改善推進員等の協力を得て、子どもや親子で食の大切さや楽しさを学べる食育教室を開催します。
（１０） 保健教育の充実 （学校教育課）	小・中学校において、飲酒や喫煙、薬物乱用などの健康被害、生活習慣病や思春期の体の変化、性感染症予防に関する正しい知識を身に付けさせ、心身の健康保持に努める態度を育みます。

２ 児童・青少年の健全育成

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（１） 児童生徒の地域活動支援 （生涯学習課）	地域の人材を活用し、体験学習、スポーツ大会、趣味や特技を活かせる活動を行っています。地域の関係者やNPO法人等関係団体と連携を図り、各種学習機会の提供に努めます。
（２） 青少年の体験活動推進事業 （生涯学習課）	休日等を利用して、自然体験、伝統文化などの体験教室を行います。
（３） 民生委員・児童委員の活動 （福祉総務課）	身近な相談窓口である民生委員・児童委員の活動について、引き続き普及啓発を図るとともに、子育て家庭が孤立化しないように地域ぐるみで見守りを続け、児童虐待につながらないよう他機関とも連携・協力できる体制づくりに取り組みます。
（４） 家庭児童相談室設置事業 （子育て支援課）	家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し家庭児童相談員４人を配置しています。家庭における児童育成についての相談、訪問指導等を行います。
（５） 小学生対象の様々な体験学習の展開 （生涯学習課）	仲間づくりや、親子のふれあいを目的に、夏休み、週末を利用した体験型教室を企画運営していきます。
（６） スポーツ少年団の充実 （生涯学習課）	令和元年８月現在、５２団体（約９７０人）のスポーツ少年団が活動しています。また、奉仕活動として、カープミラーの清掃や缶拾いを行っています。 スポーツ少年団の活動を通じ、社会性と自立精神の確立、地域活動への積極的参加、奉仕の心の醸成など、スポーツ面からの子どもの健全な育成を目指します。

3 放課後児童の居場所づくりの推進

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（１）※ 放課後児童健全 育成事業 （子育て支援課）	就労等により昼間保護者がいない児童に対し、小学校の空き教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
（２） 放課後子ども総合 プラン （子育て支援課・生 涯学習課）	放課後児童クラブの充実を図り、安心・安全な放課後の居場所を確保していきます。
（３） 児童・青少年の居 場所づくり （子育て支援課・生 涯学習課）	児童館・児童センターを６か所設置し、児童、青少年の安心・安全、健康で明るく仲間づくりのできる場を提供します。 また、学校施設の有効活用を図り、放課後、児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業を進めていきます。

※印は、子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

4 家庭や地域の教育力の向上

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（１） 子どもの権利に関する啓発 （学校教育課）	憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約等を遵守し、子どもたちの人権を尊重した教育活動や子育ての啓発・普及に努めます。
（２） 子どもをテーマとした講演会等の開催 （生涯学習課）	子育てに係る知識・情報の提供を目的に、子育て中の親や支援者を対象として子どもをテーマにした講演会等を実施します。
（３） 子どもの読書の推進 （図書館）	子どもが読書に関心を持ちやすい環境をつくるため、日頃から本にふれる機会として、子どもの読書推進を行います。 おはなし会の充実、地域の施設や学校への団体貸出、出前おはなし会、絵本作家の講演会などを実施します。
（４） 生涯学習ボランティアバンクの充実 （生涯学習課）	生涯学習活動を支援する人材の登録を進めています。 生涯学習活動の充実と機会の拡大を目指すとともに、文化協会等の人材の活用も推進します。

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
(5) 軽スポーツ教室等の 開催 (生涯学習課)	<p>スポーツ推進委員の協力を得て、軽スポーツ教室や小学校低学年を対象とした体力測定の練習会を実施します。</p> <p>また、社会体育指導員を設置し、受講者の体力・年齢に応じた特色ある教室を開催します。</p>
(6) 健全育成対策の充実 (生涯学習課)	<p>小学生を対象に体験教室、小中学生を対象に球技大会及び指導者等を対象に講演会等を実施します。また、各地域において防犯パトロールを実施し、市、地域、コーディネーター、学校、警察署等各関係機関連携のもと、青少年の健全育成に努めていきます。</p>

施策の方向性 4 すべての子どもの立場に立った支援の充実

1 支援を必要とする児童とその家庭への援助

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
<p>（１） 障がい児等保育の 充実 （子育て支援課・福 祉総務課）</p>	<p>○障がい児等保育 保育所における障がい児や海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの受入れの促進に努めます。研修等を通して障がい児等に対する理解を深めるとともに職員の資質向上に取り組み、保護者や関係機関と連携して子どもの育ちを見守ります。</p> <p>○保育所等訪問支援 障がいのある児童等が通う保育所等を児童発達支援センターの相談支援専門員が定期的に訪問し、児童の集団生活への適応のための支援や保育所スタッフへの専門的な助言を行うことにより、児童が安心して保育所を利用できるようにします。</p>
<p>（２） 学童保育における 障がい児受け入れ の促進 （子育て支援課）</p>	<p>学童保育における障がい児の受け入れの促進に努めます。 また、障がい児が利用しやすい環境整備を進め、障がい児の放課後・長期休暇の居場所づくりと保護者等の就労や介護負担の軽減を図ります。</p>
<p>（３） 地域における障が い児の療育活動の 充実 （福祉総務課）</p>	<p>障がいのある児童の居場所の確保、生活能力の向上、社会参加を図り、地域における児童の健全育成を促進します。</p> <p>○児童発達支援サービス 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。また、医療的管理が必要な肢体不自由児等には、機能訓練や医療的支援を行います（医療型児童発達支援サービス）。</p> <p>○放課後等デイサービス 就学している障がい児に授業の終了後や長期休暇中に通える場を提供し、生活能力向上や社会との交流促進のための訓練を継続的に行い、児童の成長につながる支援を促進します。</p>
<p>（４） 保護者支援の充実 （福祉総務課）</p>	<p>幼児教育、保育の無償化に伴い、就学前の障がいのある児童の発達支援に対する利用料が軽減されることにより、子育て世帯の負担軽減を図ります。 また、障がいのある児童の介護をしている保護者への支援を充実します。</p> <p>○日中一時支援事業 在宅の障がい児に日中活動の場を提供し、日常的に児童の介護を担っている保護者の就労支援や一時的な休息を確保します。</p> <p>○短期入所サービス 障がいのある児童が短期間施設へ入所することにより、児童の集団生活への訓練等を行い、介護を行う家族等の負担軽減を図ります。</p>

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（５） 障がい児への相談 支援 （福祉総務課）	障がいのある児童の家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や連絡調整等を行いながら、児童が安心、安定した生活を送れるよう、ライフステージに沿った相談支援事業の充実に努めます。 また、平成 27 年度に開設した笛吹市障がい者基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者や関係機関が連携しながら継続的に児童への支援を行います。
（６） 障がい児への医療 費助成 （福祉総務課）	○重度心身障害者医療費助成制度 重度の心身障がい児が疾病等により医療給付を受けた場合に、保険診療の自己負担分を全額助成し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○育成医療 障がいや疾患があり、放置すると将来障がいが残る可能性のある 18 歳未満の児童が、手術等の治療によって障がいの改善が見込まれる場合に、その医療費を助成します。
（７） 発達障がいの理解 と普及啓発 （福祉総務課・健康 づくり課・子育て支 援課・学校教育課）	地域社会に向け、発達障がいの正しい理解と支援の必要性を発信することで、医療・保健・教育・福祉・住民などが連携し、将来にわたって発達障がい児を支援していくためのネットワークを強化させ、児童とその保護者への生活支援の充実に取り組みます。

2 児童虐待等の予防と保護体制の整備

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（１） 要保護児童対策地 域協議会の運営 （子育て支援課）	児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止を目的に、要保護児童に係る情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行うため、関係機関が協力・連携する協議会を設置しています。協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で開催し、要保護児童の適切な保護を図っています。地域の民生委員・児童委員や関係機関の協力を得る中で、虐待の恐れのある家庭の見守りや支援を行い、虐待防止に向けた取り組みを実施していきます。
（２） 家庭児童相談事業 （子育て支援課）	市の家庭児童相談は、児童虐待相談の通報窓口機能を持ち、家庭児童相談員が虐待を受けている児童の支援を行っています。 「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、家庭児童相談員と保健師とで、子どもの発達、育児の不安、家庭の養育環境等子育てに関する様々な相談に対し、より強力な支援体制を構築し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（３） 子ども家庭総合支 援拠点事業 （子育て支援課）	令和3年度の設置を目指しています。 支援拠点は、「子ども家庭支援業務」「要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援事業」「支援に係る関係機関との連絡調整」「その他の必要な支援」を主な業務とします。子ども支援の専門性を持った虐待対応専門員や子ども家庭支援員を配置し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、養育困難な家庭等に対し、切れ目なく継続的に必要な支援またはサービスが図られるよう取り組みます。

3 ひとり親家庭等への支援

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（１） ひとり親家庭相談 （子育て支援課）	自立支援員がひとり親家庭を対象に、就労、生活全般、養育についての相談支援を行います。また、就労支援が必要な方についてはハローワークと協力しながら支援を行っていきます。
（２） ひとり親家庭の就 業促進 （子育て支援課）	ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、教育訓練講座受講費用の一部補助や、就労に有利な看護師等の資格取得に向けた修業期間中の生活費の一部支援を行い、就労促進に努めます。
（３） ひとり親家庭小・ 中学校入学祝金の 支給事業 （子育て支援課）	小中学校入進学児童を養育し、生計を同一とするひとり親家庭の親（父母のない児童の養育者を含む）に対し、祝金を支給し経済的負担の軽減を図ります。
（４） 児童扶養手当支給 事業 （子育て支援課）	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、国の支給基準に準じた児童扶養手当を支給します。
（５） ひとり親家庭等医 療費助成事業 （子育て支援課）	所得税非課税のひとり親家庭の医療費のうち、保険給付の対象となる医療費と入院時食事療養費（中学3年生まで）の自己負担分を全額助成し、ひとり親家庭等の児童の健康の向上と福祉の増進を図ります。

4 子どもの貧困対策

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
<p>(1)</p> <p>笛吹市子どもの貧困対策ネットワーク連絡会の運営</p> <p>（子育て支援課・生活援護課・教育委員会）</p>	<p>子どもの貧困対策を総合的に推進するために設置した「笛吹市子どもの貧困対策ネットワーク連絡会」を中心に、地域に点在するNPO法人やボランティアなど、民間力との協働に努め、貧困の早期発見、支援に取り組みます。</p>
<p>(2)</p> <p>「子どもの貧困対策推進計画」の策定</p> <p>（子育て支援課・生活援護課・教育委員会）</p>	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困対策ネットワークを強化・活用しながら、必要な支援と環境整備を計画的に推進し「子どもの貧困対策推進計画」の策定に取り組みます。</p>

施策の方向性 5 子育てしやすい生活環境の整備

1 安心・安全なまちづくりの整備

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
(1) 歩道等整備による 通学路安全対策 (土木課)	地域行政区等の要望や通学路整備プログラムにより、通学路危険箇所の安全対策を進めます。
(2) 通学路の安全確保 (市民活動支援課)	安全な通行を確保するため、カーブミラーの整備、各区等の要望により危険箇所への交通安全看板、防犯灯の設置及び維持管理を計画的に行っていきます。
(3) 夜間の交通事故防 止対策 (市民活動支援課)	夜間の交通事故防止について、危険箇所の把握や広報等による事故防止の呼びかけを行います。
(4) 公共施設等のバリ アフリー化の推進 (福祉総務課)	新設の公共施設だけでなく、既存の公共施設についてもベビーチェア、ベッド等の整備を行っています。 さらに、山梨県障害者幸住条例に基づき、公共施設を中心にバリアフリー化に取り組みます。

2 子どもの安全の確保

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
(1) 乳幼児用チャイル ドシート貸し出し 事業 (市民活動支援課)	乳児の保護者に対し、乳児用チャイルドシートを貸与することにより交通事故による乳児の被害の軽減を図るとともに、チャイルドシート購入に伴う負担を軽減し、幼児の交通安全、チャイルドシート着用の促進を図ります。
(2) 交通安全教室 (市民活動支援課)	市専門交通指導員が、保育所（園）、幼稚園、小学校で警察と連携をとりながら、安全行動の自発性が高められる交通安全教育を推進していきます。
(3) 防犯体制の充実 (防災危機管理課)	市街地及び観光地における防犯カメラの整備、消防団における防犯診断並びに市内巡回等により、市民が安心・快適に生活できるよう防犯体制の整備に努めます。

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（４） 保護者・地域との連携による防犯活動の推進 （学校教育課・生涯学習課）	安全安心メールの運用を行い情報の伝達に努めます。 また、地域青少年育成関係者や学校、地域ボランティア、警察等関係機関と連携したパトロールや啓発等を行い、防犯活動の推進に努めます。
（５） 避難訓練等の実施 （関係課）	保育所においては毎月１回、小・中学校においても年３回から５回、災害時を想定した避難訓練を継続実施することで、自ら危険を予測し、回避する能力と防災意識を育みます。

3 仕事と子育ての調和の推進

事業名（担当課）	事業内容・今後の方針
（１） ワーク・ライフ・バランスの推進 （市民活動支援課）	地域全体で子育てを行っていくためには、家庭や地域社会、事業所などが協力しながら、子育てと仕事の両立を図れるように、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する必要があります。 ワーク・ライフ・バランスを実現するために、各部局の連携を高め、男女共同参画推進条例や第３次“輝け男女 笛吹プラン”（男女共同参画プラン）に基づき、市民や関係機関への周知啓発を積極的に行います。
（２） 働きやすい労働環境の周知促進 （観光商工課）	仕事と子育ての調和を図るために、広報や商工会会報にて労働時間短縮のPRを行っています。また、再雇用制度のメリットや必要性の周知も行っていきます。 さらに、事業趣旨の説明や広報を通じて、企業経営者の理解を求め、労働時間の短縮、育児休業を取得しやすい職場や社会環境の実現に向け、関係機関と連携し意識向上を図ります。
（３） 男女共同参画の啓発・推進 （市民活動支援課）	男女が協力し合う意識や男女平等の意識啓発を図るため、広報で周知啓発を行います。 市全体として、男女共同参画推進条例や第３次“輝け男女 笛吹プラン”（男女共同参画プラン）に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けて、実効性のある施策の積極的な推進を図っていきます。

第7章 その他の方策

1 学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 教育・保育の一体的な提供に向けて

子ども・子育て支援新制度では「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としており、その具体的な仕組みの一つとして幼稚園、保育園施設の一体的な提供を特徴とする認定こども園の推進が掲げられています。

本市においては、公立・私立の各保育園において、より良い生活習慣の確立や心と体のバランスのとれた活動など、教育面にも配慮した運営が行われています。今後も、教育・保育の調和のとれた運営の推進に向けた支援を行います。

なお、市内での保育園・幼稚園のサービス提供を新規に検討する民間事業所に対しては、子ども・子育て支援新制度に関する情報共有に努めるとともに、認定こども園の設置希望がある場合は、適切な助言を行います。

(2) 教育・保育の推進に向けて

本市の次代を担う子どもの教育・保育並びに保護者に対する総合的な子育て支援は、少子化の進行等を見据えつつ、本市のまちづくり・地域づくりの視点に立って推進します。

教育・保育の推進に当たっては、市民、行政、子育て関連事業所など、地域コミュニティのさまざまな主体が協働・連携し、地域ぐるみで取り組みます。

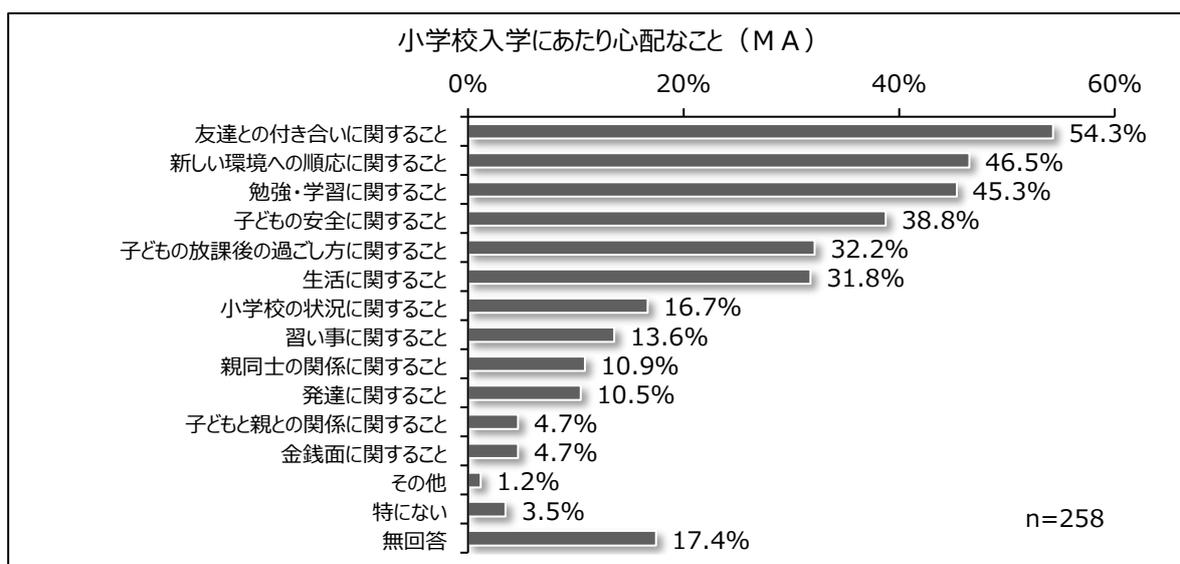
また、質の高い幼児期の教育・保育の確保に向けて、関係職員の資質向上のための講習等を実施するとともに、地域の子育て関連事業者やボランティアなどが活躍できる環境づくりに努めます。

(3) 幼稚園及び保育所(園)と小学校等との連携推進に向けて

義務教育9年間の前後を繋ぐ長期的な視点から、連続性・一貫性のある教育体制の構築が求められています。就学前からの切れ目のない支援やスムーズな接続を目指し、異校種間の垣根を取り払った幅広い連携や交流を推進します。

また、未就学児の保護者は、小学校入学に当たり、さまざまな心配ごとを抱えています。こうした心配ごとの解消のためにも幼稚園及び保育所(園)と小学校等との情報交換を活発にし、連携強化を図ります。

■ニーズ調査結果



※5歳以上の未就学児のいる方

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し、適切な方法により給付を行っていきます。

第8章 計画の推進

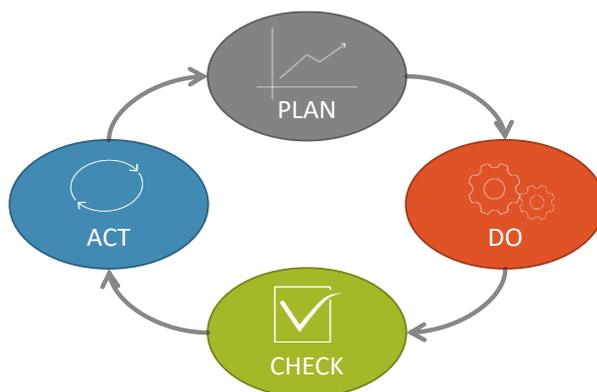
1 計画の推進体制

本計画を推進するに当たっては、家庭、保育所（園）、学校、地域、行政、関係機関・団体等、地域のさまざまな主体が協働・連携して取り組みます。

2 進捗状況の管理

本計画に記載された事項の実現には、計画の進捗状況について適宜点検・評価を行い、必要な修正・改善を図ることが重要です。

実効性のある取り組みの推進を図っていくため、計画（PLAN）・実行（DO）・点検（評価）（CHECK）・見直し（ACT）のPDCAサイクルを活用することとし、本計画の策定の中心的な役割を担った「笛吹市子ども・子育て会議」において進捗状況についての点検・評価を行い、その結果を公表します。



3 情報提供・周知

広報やホームページをはじめとする各種広報媒体を積極的に活用し、市民全体に対して適切な情報提供を行い、子ども・子育て支援施策に関する周知を図ります。

4 関係機関・県等との連携

本計画の支援や対応などについては、必要に応じて県や近隣市町村、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援の実施を図ります。

資料編

1 笛吹市子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月27日

条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、子育て当事者等の意見を反映し、子ども・子育て支援施策を推進するために、笛吹市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(審議等事項)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) その他、市長が子ども・子育て会議での処理が必要と認める事項に関すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事項を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 笛吹市子ども・子育て会議委員名簿（令和2年3月1日現在）

	氏名	所属等	備考
1	杉山 瑠美子	一般公募	
2	前島 幸枝	一般公募	
3	巖本 浩	笛吹市保育所（園）保護者連絡会会長	
4	萩原 学	笛吹市PTA 連合会会長	
5	角田 亮太	笛吹市保育協議会会長	石和第五保育所長
6	堀内 恵美	笛吹市保育士会	一宮保育園保育士
7	上田 啓子	市内幼稚園	石和誠心幼稚園園長
8	柿沼 志保子	市内認定こども園	都保育園園長
9	中島 みよ	市内子育て支援団体	NPO 法人ゆうゆうゆう
10	三森 はるみ	市内児童館	副委員長 はなぶさふれあい児童館館長
11	曾根 修一	市内放課後子どもプラン事業者	委員長 NPO 法人学びの広場ふえふき理事長
12	滝澤 利恵	笛吹市障害者団体連絡協議会	
13	遠藤 清香	山梨学院短期大学教授	
14	黒澤 宏至	笛吹市教育協議会事務局次長	
15	岩間 裕二	笛吹市学校教育課指導主事	
16	河野 道子	笛吹市民生委員児童委員協議会児童福祉部会	
17	望月 浩美	笛吹市養護教員研究会会長	
18	小尾 恭一	社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会地域福祉課長	
19	三井 久美子	笛吹市男女共同参画推進委員会委員長	
20	石原 まゆみ	笛吹市愛育連合会会長	

（敬称略）

3 策定経過

年月日	項目	主な内容
平成30年12月26日	平成30年度 第2回笛吹市子ども・ 子育て会議の開催	・第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
平成31年3月19日	平成30年度 第3回笛吹市子ども・ 子育て会議の開催	・子ども・子育て支援新制度と子ども・子育て会議の役割について ・ニーズ調査と支援事業計画の策定について
令和元年8月1日	令和元年度 第1回笛吹市子ども・ 子育て会議の開催	・笛吹市子ども・子育て支援事業計画における平成30年度地域子ども子育て支援事業の取り組み状況について ・第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年10月31日	令和元年度 第2回笛吹市子ども・ 子育て会議の開催	・量の見込みと提供体制の確保方策 ・理念、計画の体系図について ・第1期計画の検証について
令和元年12月24日	令和元年度 第3回笛吹市子ども・ 子育て会議の開催	・第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和2年1月27日	令和元年度 第4回笛吹市子ども・ 子育て会議の開催	・第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和2年2月18日 ～ 令和2年3月2日	パブリックコメント の実施	・計画素案に対する市民意見の公募
令和2年3月5日	令和元年度 第5回笛吹市子ども・ 子育て会議の開催	・第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画の素案について ・第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画概要版の素案について ・パブリックコメントの結果
令和2年3月	計画の公表	—

第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行：笛吹市保健福祉部 子育て支援課

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800

電話 055-261-1904（直通）

FAX 055-261-3330